

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総論

小項目 No. 6 効果的な事業の実施

【中期計画】

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。具体的には、

- 政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。
- わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。
- 各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し活用する体制を構築する。
- また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。
- 冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。
- J B I Cとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。

【年度計画】

1. 効果的な事業の実施

ア. 優良なプロジェクト（プログラム）の形成に貢献するため、地域ごとの事業の方向性を検討するとともに、国別の重点開発課題に対する協力の方向性を国別事業実施計画にとりまとめ、またプロジェクト形成調査等を引き続き積極的に行う。この際、グローバルな視点や地

- 域・国レベルの視点とともに、「人間の安全保障」の視点に十分留意する。また、国毎に現地 ODA タスクフォースに積極的に参画し、資金協力との連携事業の内容の充実に努める。
- イ. 平成 17 年度のプログラム集約化の状況をレビューするとともに、事業重点化の観点から引き続き各対象国におけるプログラムの集約化を進める。
- ウ. 援助協調について、各種会議・協議への参画・開催や情報発信、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。
- エ. 援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取り組みとして定められたミレニアム開発目標 (MDGs) の達成への取り組みについて、国際社会の動向に対応しつつ、機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業における具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。
- オ. 案件形成から要望調査、事業実施までの一連の過程において、技術協力プロジェクト関係費を中心として、これまでに実施してきた予算統合並びに各種事業形態の総合的運用を定着化させ、質と効率の高い事業の実施を推進する。
- カ. 課題別指針を更新または新規に策定する。
- キ. 分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの充実、在外でのアクセス環境整備及び活用の促進を図る。また、新たに導入される事業管理支援システムと同ネットワークシステムとのデータの連携を引き続き図る。
- ク. 調査研究の質の向上のため、引き続き国際協力総合研修所が主導する調査研究を強化するとともに、調査研究調整委員会を通じ、機構全体の調査研究の舵取り、質の維持向上のサポートを行なう。
- ケ. 事業経験の概念化、体系化や事業戦略への提言を行い、実践的シンクタンクとしての国際協力総合研修所の調査研究機能を強化する。
- コ. 調査研究成果の人材養成事業等での活用や事業への試行的導入を通じ、援助の現場へのフィードバックを促進する。
- サ. 平和構築支援に関する事業実施指針の改訂、案件形成支援、緊急性の高い事業を迅速に計画・実施する制度 (ファスト・トラック制度) 推進のためのさらなる初動体制の強化等を行う。
- シ. 平和構築支援分野の人材登録を引き続き推進する。
- ス. 平和構築支援に関する職員向けの研修及び専門家の養成研修を実施し更なる充実に努める。
- セ. 平和構築支援に係る安全管理研修を実施し充実に努める。また、必要に応じ危機管理マニュアルの改訂を行う。
- ソ. JBIC との連携については、引き続き、意見交換及び情報共有の強化を行うとともに、これらの活動を通じて、連携事業の内容の充実に努める。
- タ. 関係府省が行う技術協力事業との連携を、技術協力連絡会議その他のチャンネルを活用し、促進する。
- チ. 派遣専門家等関係者の安全対策の強化のために引き続き研修・オリエンテーションを充実させ、防犯意識の高揚を図る。
- ツ. 犯罪被害データの分析に基づき防犯指導、海外巡回指導を実施し、被害防止に努める。

- テ. 安全対策クラークを対象としたセミナーを開催し、安全対策クラークの質の向上に努める。
- ト. 国別地域別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行う。
- ナ. 課題別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行う。

【当年度における取り組み】

政府の開発援助政策・方針に則り、現場強化を推進し、開発途上国の援助ニーズに対しよりの確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、主に1) 優良プロジェクトの形成支援、2) 国際援助協調、他援助機関との連携強化、3) 事業の総合的運用、4) 開発課題等の知識・ノウハウの共有、5) 調査研究の質の向上、6) 平和構築支援、及び7) 資金協力との連携促進等に取り組んだ。

1. 優良なプロジェクトの形成支援

(1) 国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等

機構は、平成17年度に引き続き、政府の開発援助政策及び方針に則り、在外主導を積極的に推進する中で開発途上国の援助ニーズのよりの確な把握に努めるとともに、開発途上国の重要な開発課題に対しては中期的なプログラムをデザインし、技術協力プロジェクト等具体的な協力案件の形成支援を行った。(本項の取組については、小項目No. 25に詳述。)

(2) 「人間の安全保障」の視点を事業に反映させるための取組

機構が作成する国別事業実施計画の18年度の改定にあたり、全ての改定対象の計画について、人間の安全保障の視点が国別アプローチに着実に反映されるべく、人間の安全保障を担当する部署による確認、チェックを行った。また、新たな取組として、人間の安全保障の視点を特に反映した案件を参考事例として抽出した(約40件)。これらを新規案件の形成や既存案件の改善に役立てるべく、要望調査での活用について外務省に提案した。なお、平成19年度要望調査では、人間の安全保障の考え方を色濃く反映した技術協力プロジェクトの割合が、要望調査案件及び新規採択案件のそれぞれ約2割を占めた。

職員、専門家、ボランティア調整員の派遣前研修で人間の安全保障の考え方を周知するとともに、本邦技術研修、大学連携講座、国際シンポジウム等において、機構の取組を紹介した(計39件)。月間広報誌「monthly Jica」でも毎月、世界各国での機構の取組を掲載し、一般向け広報にも努めた。また、17年度に引き続き、人間の安全保障の現場での実践について理解を促進するためのDVD/ビデオを3件(カンボジア、インドネシア、中国)作成し、ナショナルスタッフや相手国関係者との間で理解や意識の共有に役立てた。ナショナルスタッフ向けには、独習用教材(英語、スペイン語、ロシア語)もイントラネット上で共有した。さらに、開発途上国援助窓口行政官を対象とした研修コース(4件)において、人間の安全保障にかかる理解促進のための講義およびワークショップを実施した。

2. 国際援助協調・他援助機関との連携強化

17年に「援助効果向上にかかるパリ宣言」が日本を含む100を超える機関・団体により合意され、その際我が国は「援助効果向上のための行動計画」を併せて発表し、積極的に取り組む姿勢を示した。18年には、パリ宣言の実施状況が世界的にモニタリングされている。

パリ宣言を受けて、援助の現場においては、被援助国の開発計画をもとに、被援助国と援助国が連携・協調しつつ援助効果向上に取り組む機運が一層高まっている。また、一般財政支援の導入拡大等、援助の手法に関する国際的な潮流も変化している。

機構では、援助協調の動向を把握、分析して対応するとともに我が国のODAにおける考え方を積極的に発信した。また、事業の効果向上の観点から他の援助機関との連携を進めるため、各種取組を実施した。

(1) 国際援助協調への参画・貢献・発信

援助における包括的なアプローチが国際社会で進展する中、世銀やOECD/DAC（経済協力開発機構／開発援助委員会）等が開催する国際会議（世界銀行年次会合、DAC援助効果作業部会、援助効果向上アジア地域フォーラム等）への出席や現地レベルでの議論を通じて援助動向にかかる最新の情報を入手するとともに、日本の取組や考え方についての国際社会への発信、貢献に努めた。

【国際会議等における発信の事例】

世界銀行が主催する「開発経済にかかる年次会合（ABCDE：Annual Bank Conference on Development Economics 於東京）において、緒方理事長が基調講演を行ったほか、「防災に配慮したインフラ整備」をテーマにした分科会を担当した。基調講演では、人間の安全保障の観点を取り入れたインフラ開発の必要性を強調し、機構のインフラ開発の方針や事例を紹介した。分科会では、人間の安全保障の視点を踏まえたコミュニティ防災対応能力の強化の重要性を議論し、人々、コミュニティを重視することについて関係者の意識を高めることができた。

また、援助効果向上アジア地域フォーラム及びLenCD（Learning Network for Capacity Development：キャパシティ・ディベロップメント（CD）支援や援助機関内のCD主流化の教訓を共有し学び合うことなどを目的とする援助機関間のネットワーク）において、CDの有効性やその実践としての日本の協力事例を発表し、CDのためには開発途上国側のみでなく、ドナー側の考え方や取組の改善も欠かせないことや、開発途上国の視点を重視する姿勢をアピールした。

(2) 他援助機関との連携の促進

援助手法の改善や他ドナーとの連携によって機構の事業の効果を高めるため、主要な国際機関及び二国間援助機関との情報・意見交換を実施した。

特に、世界銀行とは、案件形成から事業実施の各段階での連携を高めるべく、地域及び分野別の対話を強化したほか、従来から連携しているインフラストラクチャー及びコミュニティ開発に加えてエネルギー及び防災分野の対話を開始した。国連難民高等弁務官（UNHCR）とは、安全管理の共同研修を継続するとともに、スーダン、アフガニスタン等で具体的に連携案件を実施したほか、アジア地域における防災分野のワークショップの共同実施に向けて調整を行った。さらに、世界食料計画(WFP)、英国国際開発省（DFID）との対話を強化している。

また、より緊密な情報共有、連携の促進の観点から人事交流を行っており、アフリカ地域でのインフラ開発支援の促進のため、アフリカ開発銀行（AfDB）内に設置されたアフリカ・インフラ・コンソーシアム事務局に対し、連携協力調査員を派遣した。

【他援助機関との連携の事例】

1. 南部スーダンにおいて展開している「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」は、UNHCRと連携して事業を行っている。プロジェクト開始段階からUNHCRが事前調査に参加し、共同で協力計画を立案した。連携の内容としては、①南部スーダンで多数を占める難民及び国内避難民の訓練ニーズに関する情報交換、②技術をもつ帰還難民のJICAプロジェクトでの協働、③UNHCRの帰還民再統合事業と機構の職業訓練との連携による相乗効果創出の検討、④UNHCR／ドイツ技術協力公社（GTZ）パートナーシップ・プログラムと機構によるジュバ職業訓練センターの能力開発支援、等がある。
2. ニジェールの就学率は世界最低水準にあるが、これは学校数の不足とともに、学校に対する住民や親の理解不足が主な原因となっている。学校数の不足を解消するために、各ドナーが学校建設を支援し、住民参加による学校運営委員会を設置して住民や親の理解不足に対応してきたが、依然理解が深まらなかった。機構は「住民参加型学校運営改善計画（通称：みんなの学校プロジェクト）」を実施し、学校運営委員会を機能させる道筋を提示しつつ、教育省の活動を支援した結果、住民の力のみでの教室建設や不足教材の購入など、様々な活動が運営委員会を中心に実施され、就学機会の拡大のみならず教育の質の改善にもつながった。これらを受けて、ニジェール教育省はこのモデルの全国展開を決定し、それに対して世界銀行が資金協力を表明した。機構も引き続き研修やモニタリングに係る技術面の支援を行うこととしている。

(3) 貧困削減戦略書（PRSP）、国連ミレニアム開発目標（MDGs）等援助協調の枠組への取組

各被援助国における貧困削減戦略書（PRSP）、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の実現に向けた取組等に的確に対応するため、17年度に引き続き、現地ODAタスクフォース等と連携して、ドナー連携や開発途上国の分野・課題別の計画策定・実施・モニタリングの一連のプロセスに参加した。また、パンフレット「世界のよりよい明日のために－JICAのミレニアム開発目標に向けた取り組み」（英文、和文）を活用し、人間の安全保障の理念に基づく機構の取組方針やMDGsの各課題に関する取組事例などの対外発信を行った。

【MDGsの課題に関する取組事例】

MDGsの8つの目標の一つに「ジェンダー平等の推進と女性のエンパワーメント」があり、各援助機関はその達成に向け様々な協力を行っている。

機構では、具体的な協力として、基礎教育アクセスの男女格差が最も大きい国の一つであるイエメンにおいて女子教育改善を目指す技術協力プロジェクトを実施している。本案件では、教育インフラ（教室、教員）の拡充とともに、女子の未就学や中退の大きな要因であるジェンダーに基づく伝統的価値観への対応として、父会・母会の活性化、イスラムの観点から女子教育の重要性を説く啓発活動等を通じて、両親の女子教育への関心や理解を高めるなど、伝統的な男子優先教育の考え方に一石を投じる試みも行っている。

この他にも、ホンジュラスでの地方女性の起業家支援やメキシコでのマヤ族女性の収入向上支援など、女性の経済的エンパワーメントに資する事業も実施している。

このように、機構ではジェンダー平等の推進に直接貢献する協力を行うほか、全ての事業において開発途上国のジェンダー状況を理解した上で、適切なアプローチを通じて援助の効果や便益の公平性を確保するよう努め、MDGsの実現に向けた取組を進めている。

3. 事業の総合的運用を推進するための取組

17年度に引き続き、地域5部・課題5部の組織体制の下、統合的な事業予算の運用・管理を行い、地域・国レベルでの戦略的な事業実施に努めた。

(1) 要望調査段階における取組及び組織・予算の統合

我が国の援助戦略に沿って効果的かつ効率的に事業を実施し、案件形成を支援するため、18年度末までに78カ国について国別事業実施計画の策定を進め、各国の援助ニーズに基づいた重点開発課題を特定し、地域や国の協力についての事業戦略を明確にした。また、18年度から新様式を導入して改訂作業を合理的に進めたほか、地域ごとの課題戦略として、6つの地域別課題指針を策定した。さらに、地域事業実施方針及び国別事業実施計画に基づき、各国の要望調査プ

ロセスにおいて国別の JICA 事業における協力の方向性を示す「事業展開の方向性」を取りまとめた。

予算統合については、16年度に技術協力プロジェクト経費と開発調査経費等の統合、17年度に国別研修経費の技術協力プロジェクト経費への統合を実施したことにより、プロジェクトごとに予算執行管理を行う予算費目構成を整備済である。

組織体制については、16年4月の組織改編による地域5部・課題5部体制による事業運営が定着し、地域や課題における知見、経験の蓄積や課題解対応能力の向上を図ってきている。具体的には、本部においては、ア) 地域部が国別のニーズを踏まえたプログラムを形成し、イ) 課題部が技術的視点を活かし分野別・協力形態別の投入を柔軟に組み合わせて技術協力プロジェクトを具体的に計画し実施をサポートする体制を整備してきている。

さらに、基幹システムである事業管理支援システムとして、年度毎の計画、予算執行状況管理、各種統計及びデータ分析、簡易検索等の各機能を順次開発し、機構全体で一元的な事業・予算の管理を可能とする基盤整備を行った。

(2) プログラムの集約化

国別事業実施計画に基づき、事業を有機的に組み合わせるプログラム化を進めるとともに、プログラムの集約化により、事業の一層の効率化と戦略性強化を進めることとしている。18年度は、72カ国671件のプログラムを策定し、1カ国当たりの平均プログラム数は、14年度の14.7件に対し、18年度は9.3件となった。

4. 開発課題等の知見、ノウハウを共有する体制の構築

(1) 課題主管部、課題別指針の策定

機構は、開発に係る分野・課題を23に分類して知識やノウハウの整理を進めている。

課題ごとの協力実施方針である課題別指針の整備状況については、18年度末で、策定中のものを含め、20分野・課題42指針となり、分野・課題ごとに開発途上国の様々なニーズに対応可能なノウハウの蓄積及び共有が図られている。

開発課題等の知見を共有し、事業へ活用する体制としては、全23分野・課題について主管部を設定するとともに、うち22分野・課題では課題タスクフォースを設置している。課題タスクフォースの活動も、上記課題別指針の策定、改訂を始めとして、より活発化かつ多様化してきている。特に、経験や教訓などを蓄積している分野・課題情報システム（通称「ナレッジサイト」）は、後述するよう年々充実が図られてきている。今後は、その知見、ノウハウの有効な活用が課題であり、例えば民間開発セクタータスクフォースでは、全在外事務所呼びかけ、蓄積された知見やノウハウを活かした案件形成方法を紹介する「要望調査セミナー」（32事務所が参加）を開催するなど情報発信についても積極的に取り組んでいる。また、国内においては、ワークショップなど優良事例を共有する機会を設け、分野・課題ネットワークの更なる強化を図っている（例えば、教育タスクフォースでは基礎教育をテーマに18年度に計31回のワークショップを開催）。

ナレッジサイトについては、ホームページ上で情報が公開されているほか、在外でのアクセス

環境が整えられたことにより、職員向け（内部）コンテンツにもアクセスが可能となった在外事務所（駐在員を含む）は62拠点となった。また、事業管理支援システムとのデータ連携を推し進め、ナレッジサイトのデータベースの充実を図った。さらに、赴任する在外事務所員や専門家などに対し、その活用方法につき積極的に紹介、広報することにより、普及を図った。

（２）分野・課題情報システム（通称ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

18年度末には、計1,699件の分野・課題データを新たに整備した結果、合計6,996件のデータが蓄積され、このうち1,702件のデータを外部公開している。なお、本情報システムへのアクセス数は、月平均838人（17年度平均 880人／月）となっている。

18年度に新規に整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】	
教育	108件
保健医療	85件
社会保障	61件
運輸交通	156件
資源・エネルギー	82件
経済政策	47件
民間セクター開発	767件
農業開発・農村開発	40件
自然環境保全	105件
ジェンダーと開発	44件
都市開発・地域開発	42件
市民参加	35件
その他	127件
合計	1,699件

5. 調査研究の質の向上への取組

知識やノウハウの集約及び共有による事業の質の向上に貢献するため、新たな事業戦略や課題の分析・提言と、現場の実践の分析から知見を集約する事業経験の体系化を重点に、調査研究に取り組んだ。その成果については、職員研修や専門家派遣前研修などの人材養成事業との連携を通じて現場へフィードバックを行った。（本項の取組については、小項目No. 25に詳述。）

6. 平和構築支援

復興支援事業を始めとして、平和構築支援の実施を強化するために、以下の取組を行った。

(1) 平和構築支援分野の事業実施体制の強化

18年度より、企画・調整部に設置していた平和構築支援チームを、事業実施の一部門である社会開発部に移管した。社会開発部では、内部組織を改編して「社会開発・平和構築グループ」と、「都市地域開発・復興支援グループ」を設置し、前者においては、機構内の各事業実施部門における平和構築支援事業の横断的な課題への対応、人材育成のための各種支援業務等を実施するとともに、後者においては、開発の視点から、対象地域のニーズを見極め、復興のシナリオを描きつつ、和平プロセスからの切れ目のない速やかな復興支援事業を実施している。

また、機構に蓄積されつつある、緊急支援から開発援助に移行するに当たって必要な「移行期支援」のノウハウについて、今後の案件形成及び実施の一助として活用すべく、各部署からの情報収集と整理を進めた。さらに、平和構築・復興支援事業において必要なロジスティクス業務を強化し迅速に対応するための「ロジチーム」の立ち上げ準備を行った。

17年度に導入した、平和構築支援を始めとする緊急性の高い事業（紛争、自然災害、SARS等感染症対策、経済危機等）を迅速に計画、実施する「ファスト・トラック制度」については、18年4月にそれまで適用した個別案件のレビューを行い、その結果、課題として抽出された「案件認定手続き」の明確化等について、内部への周知徹底を図った。

(2) 平和構築支援分野の人材育成

平和構築支援事業一般に関する職員研修については、これまでに相当数が受講済であることから、より専門的なトピックに絞った研修を中心に実施している。17年度に、移行期支援に関する参考情報をまとめたハンドブックの作成のため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とともにワークショップを行ったが、18年度は、開発援助機関としての機構特有の経験も盛り込むべく、各部署からの情報を取りまとめの上、職員を主たる対象としたJICA版移行期支援ワークショップを実施し、21名が参加した。

また、平和構築支援分野における専門家の養成・確保のための能力強化研修（旧専門家養成研修）（8名）、専門家養成個別研修（長期4名、短期7名）を実施した。

- ・職員研修実施（1回）：21人
 - ・能力強化研修：8人
 - ・専門家養成個別研修：11人
- 計 40人

(平和構築支援研修)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
研修受講者数	45人	108人	77人 (185人)	30人 (215人)	40人 (255人)

*カッコ内は15年度からの累計数を示す。

さらに、アフリカ地域において平和構築事業のニーズが高いことから、ケニアにおいて、UNHCRから講師を招き、東南部アフリカ地域に特化した平和構築支援にかかるワークショップを

実施し、15名が参加した。また、在外事務所赴任予定の職員を対象とする赴任前研修等（52名）で平和構築支援の概要について講義するとともに、専門家派遣前研修に平和構築支援のコマを設け、専門家124名に加え、職員16名及び聴講希望者8名が参加した。

（3）平和構築支援分野の人材確保及び登録者の確保

平和構築分野の人材確保のため、引き続き能力強化研修修了者等に人材登録を勧奨するなどした結果、平和構築支援分野の登録者数は、18年度末で389人（17年度316人、73人増）に上っている。

（平和構築）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録者数	0人	77人	208人	316人	389人

（4）平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂及び安全管理研修

安全管理上特段の配慮が必要な地域（アフガニスタン、パレスチナ等）では、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策に努めている。具体的には、通信機器（携帯衛星電話等）の配備、防弾車両の配備、安全対策コンサルタントの配置（アフガニスタン：治安情報の収集及び対策の立案）等に加え、行動地域や行動時間帯の規制など厳密な行動規範に従って関係者が行動するよう安全管理上の措置及び指示を行っている。併せて、現場レベルで国際機関等と安全管理面での連携も強化している。

安全管理研修については、こうした現場に派遣予定または派遣中の関係者に対する研修として充実を図ってきており、国内及び海外双方において、UNHCRとの連携の枠組の下でセキュリティ・リスク・マネジメント研修、フィールド・セキュリティ研修を管理職、一般職員向けにそれぞれ複数回実施した。国内では、UNHCRから安全対策官を招聘し、国連の安全管理体制及び紛争地域での活動に必要な安全管理の知識を修得する研修を実施している。海外では、UNHCRと共同でタイにおいて実施する1週間プログラムに、ナショナルスタッフを含む関係者を参加させている。17年度までに安全管理に特に留意が必要となる国の事務所員及び本部担当者を含め、研修対象として想定された関係者はほぼ受講済であり、18年度は関連部署に新たに配属された担当者等を中心に、合計56名が受講した。研修後の参加者へのアンケート結果によれば、理論と実例の双方にわたる講義によって、一層の安全管理意識の涵養とノウハウ取得につながっていることが確認できた。

（安全管理研修）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
参加者数	0人	55人	88人	73人	56人

なお、上記研修とは別に18年度においては、ケニア、フィリピン、スリランカ、ヨルダンの各事務所において、職員等を対象とした安全管理研修を実施するとともに、ヨルダンで外務省が在外公館職員を対象に行った安全管理研修にも周辺事務所員が参加した。

また、危機管理マニュアルについては、機構内のイントラネットに掲載し周知するとともに内部の研修等で活用している。また、在外事務所向けに、緊急事態における国外退避の基本的な考え方及び対応を整理したマニュアルを作成しイントラネットに掲載して、在外事務所における危機管理体制の強化を図っている。

7. 資金協力との連携促進

(1) 資金協力との連携

技術協力による技術や能力の向上と資金協力による施設建設等の実施における連携を強化し、双方の協力の効果を高めるため、引き続き現地ODAタスクフォースや日本での実施機関間の情報交換や連携を密にすることに努めた。18年度の具体的な連携案件（プロジェクト）の実績は以下のとおりである。

- ・技術協力プロジェクト／無償資金協力連携案件数^{*1} 106件
- ・開発調査／無償資金協力連携案件数^{*2} 28件
- ・開発調査／有償資金協力連携案件数^{*2} 22件

^{*1}2006年度に実施された技術協力プロジェクト（新規及び継続）で過去に無償資金協力で供与した施設・機材を何らかの形で活用している案件、又は実施中の技術協力プロジェクトと連携する形で無償資金協力による施設整備・機材供与が行われた案件の数

^{*2}2001年度～2005年度に終了した開発調査案件のうち、無償資金協力又は有償資金協りに結びついた案件数

加えて、研修事業では有償資金協力との連携として「環境公害・公害対策融資セミナー（円借款事業連携）」、「ODAプロジェクト評価セミナー」及び「公的資金協力強化セミナー」等を実施した。いずれも、国際協力銀行との密接な協議に基づき実施しており、有償資金協力事業の円滑な実施の観点からも効果を上げている。

(2) 国際協力銀行との連携

16、17年度に引き続き国際協力銀行との間で、役員、部長レベルでの定期的な協議、双方の部長連絡会等での意見交換、在外赴任予定者への相互オリエンテーション（毎月1回開催）等を行った。

また18年度は、新JICA発足による資金協力との一体的実施に向けた準備の一環として、様々な取組を進めてきた。平成19年度要望調査では、これまでに構築した調整の枠組を活用して、在外、本部双方で国際協力銀行と緊密な意見交換、調整を行い、連携候補案件の形成、採択に繋がるよう取り組んだ。バングラデシュやケニアについては、国際協力銀行の担当者も機構内の案件検討会に参加し、ともに技術協力案件の検討を行った。同様に、有償資金協力についても、18年度後半より政府間協議や勉強会に機構からオブザーバー参加することを基本とし、インドネシア、スリランカ、イラク等で実績を積んでいる。こうした案件発掘・形成及び要望調査段階での意見交換や調整は案件の実施段階にも拡大しており、個別案件に関する国際協力銀行との緊密な情報共有、意見交換が定着した。

さらに、バングラデシュ、パキスタン、モロッコ、ペルー、ケニア、インドネシアについては、

国別の事業方針について国際協力銀行との調整を進めているとともに、共通のローリングプランの導入の検討を含め、事業のプログラム化を推進してきている。インドネシアの「東部インドネシア地域開発支援プログラム（南スラウェシ州地域開発支援サブプログラム）」では有償資金協力事業も含めたプログラムを策定した。

【東部インドネシア地域開発支援プログラム（南スラウェシ州地域開発支援サブプログラム）】

インドネシアでは、開発の比較的進んだジャワ島を中心とする西部地域と遅れの目立つ東部地域との間の格差が、早急に取り組むべき重要課題として顕在化している。南スラウェシ州は東部インドネシア地域の中央に位置する交通・物流の要衝として発展の可能性を有しており、東部インドネシア開発を進める上で、重要な位置を占める。

このような中、南スラウェシ州に対し、①地域の発展を牽引する都市部の開発、②地域全体のバランスの取れた開発、③社会開発の促進の3つを柱とし、地域単位で包括的に協力を計画・実施することとして、現地ODAタスクフォースが主体となってプログラムを策定した。プログラムでは都市計画や産業振興、社会開発等に関する技術協力とともに、都市基盤整備や道路整備等のインフラ整備については、有償資金協力の実施を想定したものとしている。18年度は、開発調査「南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏計画調査」や「投資促進政策アドバイザー」専門家の派遣、教育、保健医療、村落開発分野のボランティアの派遣等を始めとして上記3つの柱の下で各種協力を実施するとともに、19年度以降の有償資金協力案件や技術協力プロジェクト等の実現に向けた関係者間での調整を実施した。

※以下の3項目（8～10）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載のある項目。

8. 関係府省が行う技術協力事業との連携促進

外務省以外の各府省が行う技術協力事業との連携促進、及びそのための情報収集の努力を行うことは、機構が行う事業のみならず、我が国ODA事業全体の効果的かつ効率的な推進のために重要であるとの認識に立ち、引き続き、平成18年度は、技術協力関係各府省との連携及び調整を一層有機的に行うため、技術協力連絡会議等への出席も含め情報収集及び意見の交換に努め、特に以下のような情報の収集や連携の促進のための取組を行った。

（1）JETRO・JODCとの連携促進

経済産業省所管の独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、財団法人海外貿易開発協会（JODC）が行う技術協力事業について、経済開発部、国際協力人材部よりそれぞれ検討委員として参画し、案件選定及び専門家人選について、機構の技術協力事業との調整を行った。

(2) J I C W E L Sからの事業移管

厚生労働省所管の国際厚生事業団（J I C W E L S）事業（本邦研修9コース、基礎研究3件、基礎研究（公募型）2件）について、事業の成果をレビューした上で、継続事業の検討を行い、当初予定通り18年度をもって事業移管を完了した。

9. 派遣専門家等関係者の安全対策強化

(1) 安全対策強化のための研修・オリエンテーション等

安全研修・オリエンテーションについては、犯罪被害防止のため、①安全管理セミナー6回（在外事務所安全管理に携わる所員及びボランティア調整員とし、221名が受講）②ボランティアの赴任前研修におけるオリエンテーション19回（短期ボランティア、健康管理員を含む1,872名が受講）、③専門家派遣前研修におけるオリエンテーション11回（280名受講）、④職員向けの在外事務所派遣前研修におけるオリエンテーション（機構の組織としての安全対策及び危機管理体制等の講義）12回（257名受講）を行った。これらの研修、オリエンテーションでは特に生命・身体の安全を脅かす、強盗・住居侵入、性犯罪、テロ事件の自己防衛（セルフデフェンス）に重点を置いた講義を実施した。

近年の犯罪被害の増加傾向や手口を分析し、アジア2カ国、中南米3カ国、アフリカ3カ国に安全対策アドバイザーを派遣し、巡回防犯指導を実施した。その際に各国で防犯セミナーを開催し参加者数は計150名となった。

また、シニアボランティアの殺害事件^(*)が起こったモンゴルについては、事件後2回にわたり安全対策アドバイザーを派遣し、事件関連情報の収集、ウランバートル市内に居住するボランティア等の住居の安全確認及び防犯指導、モンゴル事務所の安全管理体制強化といった、二次被害の防止対策を実施した。

^(*)2006年10月31日夜、モンゴルの首都ウランバートルで、シニアボランティアが自宅に侵入した金銭目当ての強盗に殺害された事件。

(2) 現地安全対策クラーク配置等

現地安全対策クラークについては、82カ国に95名を配置した。

なお、18年度の犯罪被害報告件数は、発生件数564件、被害人数585名であった（平成17年度：発生件数546件、被害人数546名）。

10. 国別・課題別の取組

資料編1. のとおり。

小項目 No.7 外務大臣からの緊急の要請への対応

【中期計画】

(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【年度計画】

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【当年度における取り組み】

18年度においては、外務大臣より機構に対し、特に緊急に必要な措置をとるよう要請された実績はない。

小項目 No.8 情報公開、広報の充実及び知見の公開

【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第百四十号）」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。

【年度計画】

ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。

また、個人情報に関しても、保護及び開示請求への対応等を独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に行う。

イ. 機構全体の広報戦略に基づき、広報充実のための取り組みを順次実施する。

ウ. 4月より市民参加協力の拠点となる広尾センターの積極的な広報を展開するとともに、展示内容の充実を図る。

エ. 海外における広報活動を強化するために、情報共有、研修、本部からの支援等の体制を強化するとともに、平成17年度に作成した優良事例集を活用する。

オ. 独立行政法人として機構に対する理解や統一的なイメージの定着状況を確認するために、市民アンケート調査を実施する。

カ. 業務、調査研究を通じて獲得した知識・ノウハウの公開については、引き続き機構が作成した報告書等の公開を促進するとともに、新規作成報告書の電子ファイル作成とそのインターネット上の公開を推進する。

【当年度における取り組み】

法律に基づき情報開示請求に適正に対応した。また、機構が作成した報告書のインターネット掲載数を引き続き増加させ、JICA事業に関する情報及び知見の公開を進めた。広報については、3年半かけて47全都道府県で「ピース・トーク・マラソン」を開催し、特に若い層の国際協力への関心や理解を高めた。さらに、ホームページの大幅な見直しによる情報提供機能の一層の強化や広報アドバイザーの活用などによる広報活動の充実を図った。

1. 情報公開の実施の実績

(1) 情報公開法に基づく開示請求への対応

平成18年度の開示請求件数は90件（17年度は60件）で、情報公開法で定められた規定の日数以内に処理が終了している。なお、18年度は、初めて開示決定処分に係る開示請求者からの異議申立て（3件）を同法に基づき内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、3月下旬に2件について答申結果を受けた。

開示請求の処理状況を表1に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表2に記す。（なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に

計上しているため、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。）

(表1) 開示請求の処理状況

	平成18年度	平成17年度
全部開示	18件	6件
部分開示	66件	29件
不開示	5件	4件
不存在	1件	13件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	8件
処理中(年度末現在)	0件	*ー
合計	90件	60件

*平成17年度業務実績報告書で17年度末処理中とした3件については、全部開示1件、部分開示2件として処理済。

(表2) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第5条第1号 (個人に関する情報)に該当	59
第5条第2号 (法人等に関する情報)に該当	44
第5条第3号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0
第5条第4号 (事務・事業に関する情報)に該当	6
第5条第4号イ (国の安全等に関する情報)に該当	2
第5条第4号ロ (公共の安全等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ハ (監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	2
第5条第4号ホ (調査研究に関する情報)に該当	0
第5条第4号ヘ (人事管理に関する情報)に該当	0
第5条第4号ト (企業経営上に関する情報)に該当	0

(2) 個人情報保護法に基づく開示請求への対応

18年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は107件で、年度内に処理された全ての請求が個人情報保護法で定められた規定の日数以内に処理を終了しており、延長手続きを必要とした案件はない。なお、18年度は、初めて開示決定処分に係る開示請求者からの異議申立て(4件)を同法に基づき内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、19年5月末現在審査中である。

開示請求の処理状況を表3及び部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表4に記す。(なお開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計

上しているのので、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。）

(表3) 開示請求の処理状況

	平成18年度	平成17年度
全部開示	1件	0件
部分開示	100件	55件
不開示	2件	0件
不存在	0件	1件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	0件
処理中(年度末現在)	4件	*ー
合計	107件	56件

*平成17年度業務実績報告書で17年度末処理中とした6件については、部分開示6件として処理済。

(表4) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第14条第1号 (開示請求者の生命、財産等に関する情報)に該当	0
第14条第2号 (開示請求者以外の個人に関する情報)に該当	96
第14条第3号 (法人等に関する情報)に該当	1
第14条第4号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0
第14条第5号 (事務・事業に関する情報)に該当	12
第14条第5号イ (国の安全等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ロ (公共の安全等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ハ (監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	0
第14条第5号ホ (調査研究に関する情報)に該当	0
第14条第5号ヘ (人事管理に関する情報)に該当	0
第14条第5号ト (企業経営上に関する情報)に該当	0

(3) 報告書の公開

18年度に作成され、機構の図書館に収められた報告書は935件あり、そのうち921件が一般公開指定、14件が入札の公平性を保つための措置等の合理的理由による期限付非公開指定(全報告書のうち1.5%)であり、適切な公開を行っている。

2. 広報実施体制充実への取組状況

(1) 国民のJICAへの理解の向上

国際協力や機構の活動に対する国民の理解を深め、その参加を促進するため、本部、国内機関等を通じて積極的な広報活動を行った。毎年、外務省等と共催しているグローバル・フェスタ JAPANは、9月30日、10月1日の両日に日比谷公園で開催され、約66,700人が来場した。JICA事業紹介のイベントや展示、職員採用やボランティア募集に関する質問を受け付ける「国際協力何でも相談会」を実施し、同相談会には約400人が来場した。

「ピース・トーク・マラソン」(平和の大切さと一人ひとりにできる国際協力を市民とともに考えるため全国を巡回して開催するシンポジウム)については、18年度は12府県で開催し、計2,540名の参加があった。これにより、ピース・トーク・マラソンは15年8月から3年半かけて47都道府県の全てで開催し、参加者総計は約12,000人に上った。各回とも、各県にゆかりのある著名人やJICAボランティア経験者が参加するパネルディスカッションを始め、地域における機構の活動、国際協力分野で活躍するNGOの紹介等、地元に着したプログラムを企画、実施した。中学生や高校生も発表者として加わったことで、若い層から、海外に行かなくても身近なところで国際協力を実践できることに気がついた、という声も聞かれるなど、国際協力への関心を高めることができた。さらに、このイベントをきっかけに機構の国内機関と地元新聞社、自治体、地元NGOとのつながりが強まった。

また、マスコミとの連携により広報効果を高めるべく、地方紙を中心とする新聞記者を開発途上国に派遣した(22件)。派遣に当たっては、日程を調整し、国内機関が実施する教師海外研修に同行するなどの工夫も行った。地元出身の青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア等の活動現場を取材し、その結果は地元紙に連載記事として掲載された。帰国後も、派遣記者にピース・トーク・マラソンで講演してもらうなど、地域の人々にとってより身近な形で、国際協力に対する理解促進を図った。

一般国民向けにわかりやすい広報を展開する観点からは、JICA事業の広報面でも資産である専門家やボランティアといった開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事(「ヒューマンストーリー」)の発信を重視して、映像の積極的な活用やテレビへの取材協力に取り組んだ。その結果、テレビでJICA関係者が取り上げられた件数は18年度77件(17年度23件)と大きく増加した。このうち、JICA-Netを活用したNHKの衛生放送番組において、マラウイ、アフガニスタン、ネパール、パレスチナの各事務所とNHKのスタジオを中継し、現地からの生の声を伝える番組が放映された。

【オフィシャルサポーターの活動】

JICAオフィシャルサポーターとして伊達公子氏(元プロテニスプレーヤー)、北澤豪氏(元サッカー日本代表)を開発途上国に派遣し、事業視察とともに現地の子供たち等とスポーツを通じた交流を行ってきている。18年度はマレーシアでの車いすテニス(18年8月)、パレスチナの子供たちとのサッカー教室(18年9月)が行われた。

伊達氏は、マレーシアで開催されたフェスピック（極東・南太平洋障害者連盟）大会に先駆けて現地に入り、バスケットボール、陸上、水泳等の障害者スポーツの指導や、養護など障害者福祉向上のために派遣されている青年海外協力隊員やシニア海外ボランティアの活動を見た後、障害を持った子供たちや車椅子テニス初心者と一緒にプレーした。普段は自宅に引きこもりがちな障害者が、暑さの中、長時間楽しそうに動き回る姿は、関係者を驚かせた。

北澤氏は、イスラエルとの関係で緊張の続くパレスチナの難民や子供たちに希望を与えたいという現地事務所からの強い要望に応え、機構が協力を展開しているヨルダン川西岸のジェリコ市でプロジェクトを視察するとともに、日本・パレスチナの友好親善を目的とするサッカーイベントに参加し、サッカーを通じて仲間を尊重する気持ちやコミュニケーションの大切さを子供たちに教えた。700～800人の観衆を集めたイベントの様子は中東地域で有名な衛星放送アルジャジーラでも放送された。

両オフィシャルサポーターの活動の様子は現地でも大きく報道された。また、帰国後は、ニュース番組のスポーツコーナーや雑誌などにおいてその活動とともにJICA事業についても広く紹介された。

（２）広報媒体の見直し

機構の広報誌として、17年10月に「国際協力」と「フロンティア」の2誌を統合し「monthly Jica」を発刊し、18年度はその内容の充実に取り組んだ。企画段階からNGOとの意見交換を行ったNGOとの連携特集や、中国、インド、中東、理数科教育、防災、アフリカの一村一品運動等の特集として取り上げ、JICA地球ひろばとタイアップした企画も行った。また、外部有識者の意見も踏まえて誌面を見直すとともに、記事に関する詳細情報を入手できるよう関連ウェブサイト情報の掲載を増やした。19年4月号では、開発途上国の様々な開発課題に関するデータを開発教育に活用したいとの要望にも応え、広報誌として初めてCD-ROMを添付した。今後は12月に実施した読者アンケートの結果等を踏まえ事業評価や開発教育のコーナーを新設するなど、さらに充実を図っていく。

JICAホームページについては、近年、広報・情報提供の側面で「組織の顔」として重要となっており、さらなる充実に向けて見直しを行った。具体的には、日本語トップページに映像を含む「明日へのストーリー—JICAと関わる人々の物語—」のコーナーを新設した。また、英語ページのデザインを改訂するとともに、事業紹介フォトギャラリーの新設（日本語、英語共通）、即時性に配慮したプレスリリースの掲載を行ったこともあり、英語ページのアクセス数は前年度比約5割増となった。12月にはホームページ及びメールマガジンに係るアンケートを実施し、今後の内容改善の参考とすることとしている。

また、新JICA発足も念頭に置き、JICAの認知度やイメージなどを確認し、今後の広報展開の基礎資料とするために、19年2月から3月にかけて全国市民アンケート調査を実施した。

【全国市民アンケート調査結果】

19年2月から3月にかけて全国市民アンケート調査を実施（有効回答数2,029）。調査結果では、JICAという団体を知っていると答えた層は6.8%（独法化前の13年2月調査では5.2%）、JICAの名前だけ知っている層は35.4%（同27.7%）であり、認知度は向上してきているものの、さらなる広報強化の必要性が認識された。また、新JICA発足への期待として、援助の効果を高めること、計画と実施の迅速化、日本の特色や強みを活かした援助の実施等を挙げた回答が多く、国際協力の重点分野としては、保健医療分野、大災害時の緊急援助、環境問題への対策等が挙げられた。国際協力について知りたいこととしては、相手国にどのぐらい役に立っているか、実際にどのようなことを行っているかなどが多かった。

（3）広報充実に向けた機構内の取組

海外向け広報の促進及びマスメディアとの人的ネットワークの強化を図るため、18年4月から広報アドバイザー2名（海外広報、国内広報）を委嘱した。8月には、マスメディアからの各種問い合わせや取材への対応の強化を目的として本部広報室を従来の1チームから、報道チームと広報チームの2チーム編成にした。

さらに、機構関係者の広報意識の向上を図る観点から、在外事務所及び国内機関赴任者、派遣前の専門家、ボランティア調整員、国内の国際協力推進員に対する研修を実施（計38回）するとともに、本部各部及び国内機関の広報担当者に対する研修を2回行った。

併せて、17年度に引き続き、国内・海外における広報活動の優良事例の収集（JICA広報グランプリ2006）を行った。今後、事例集として取りまとめた上、組織内で共有し、各種研修にも活用していく。また、広報アドバイザーの知見を活用し、効果的な広報のポイントについて、16年度に一般職員向けに作成した広報マニュアルの増補版（英・和文）を作成した。

（4）在外広報の強化

海外においては、在外事務所が中心となり、各国の事業について、プレスリリース、現地報道関係者による取材ツアー、ニュースレターやパンフレットの作成、ウェブサイトへの掲載、セミナーやパネル展などのイベント等を行っている。例えば、パレスチナでは帰国研修員同窓会による無料診療活動等の社会奉仕活動を支援しつつその活動を通じた広報を行った。中国では青年海外協力隊派遣20周年の機会を捉え、メディアも招待して記念式典と隊員活動紹介、パネルディスカッション、日本語スピーチコンテストを開催し、その模様は人民日報を始め、大手新聞とそのインターネット版で広く報道された。

また、海外広報アドバイザーをベトナム（5月、10月）、中国（6月）、ケニア、ザンビア（8月）、メキシコ、ホンジュラス（19年2月）に派遣し、周辺国の事務所員等を対象とする広報セミナーを開催するとともに、現地報道関係者と意見交換を行い、連携強化を図った。

さらに、JICA事業に対する現地国民からの理解ひいては対日理解を深めることを目指した

海外広報活動の一環として、18年度は開発途上国10カ国からマスコミ関係者13人を受け入れた。当該国からの技術研修員が参加する研修コース等を中心に視察、取材を行い、帰国後は、日本での取材結果が随時現地新聞やテレビで紹介された。

3. 知見の積極的提供

機構が新たに作成した報告書については、製本版とともに電子データ（PDFファイル）を国際協力総合研修所内の図書館に保管している。機構が業務を通じて獲得した知見を広く公開、共有するため、図書館では、当該電子データを機構のホームページ上の図書館ポータルサイトに掲載しており、インターネットを通じて、外部からの報告書の閲覧を可能としている。

18年度は、当年度中に作成された報告書の他、電子データの納品を制度化した11年度以前の報告書についても電子化し、順次ポータルサイトに掲載した。その結果、19年3月末現在、平成10年度以降に作成された報告書のほぼ全てに当たる12,810件（前年同期比4,137件増）を掲載している。

小項目 No.9 NGO等との連携推進

【中期計画】

(二) NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。

【年度計画】

草の根技術協力においてNGO等との質の高い連携に努めるとともに、各種委員会等を通じてNGOとの連携に引き続き努める。

【当年度における取り組み】

平成18年度は、東京以外でも積極的にNGOとの協議会等を開催して地域における連携にも努めるとともに、引き続きNGO等からの意見を反映させる形で草の根技術協力事業等の充実を図った。なお、関連する小項目として、No. 18、20においても草の根技術協力事業の充実や事務手続きの合理化等について報告している。

1. NGO等との連携強化

NGO等との連携については、効果的な国際協力や、国際協力に対する市民の理解や参加を促進することを目的として、NGO-JICA協議会（年4回開催）とその小委員会であるNGO-JICA連携事業検討会（10回開催）、開発教育小委員会（3回開催）、評価小委員会（6回開催）を開催し、以下のような意見交換を行ない連携を深めた。

- ・ 広報協力：広報誌 *monthly Jica* 9月号の特集として「NGO-JICA連携」を取り上げ、NGO、JICA双方の視点を織り込んだ内容の記事を掲載した。
- ・ JICA技術協力プロジェクトにおけるNGOとの連携促進：業務実施契約型技術協力プロジェクトの受託団体による事例発表を通じて、NGO連携を進める上での課題やメリットについて相互理解が進んだ。
- ・ JICA研修員受入事業：JICA研修の実施団体となっているNGOによる事例発表等を通じて事業の全体像と開発途上国NGO関係者に対する参加機会の提供状況について理解が深められた。

NGO-JICA協議会については第2回を名古屋で、第3回を大阪で開催した。第2回では、NGO-JICA開発教育小委員会の成果が紹介されるとともに、JICA中部とNGOが地域で連携している開発教育・国際理解教育の具体的事業について、成果と課題を共同で発表した。

この他、事業に関するNGO等の知見を広く共有すべく、各種委員会、シンポジウムへのNGO等の参加を促進した結果、18年度実績は20件となった。

また17年に実施した調査研究「NGO-JICA草の根展開型事業の経験分析」において、海外のドナーにおけるNGOとの連携スキーム及びその特徴を取りまとめており、これを参考として、活動を展開する国によって援助機関やNGOの役割や規模も様々であることにも留意しつつ現場レベルで適切な連携のあり方を検討していくこととしている。

さらに、18年10月に、セミナー「2005年グレンイーグルズサミットから何が学べるか」を英国国際開発省（DFID）及びNGOと共催し、援助国のみならず、被援助国のNGO（タンザニアのTanzanian NGO Policy Forum等）を含む官民約100名が参加した。同セミナーは、貧困削減をテーマの一つとした17年のグレンイーグルズサミットの主催国である英国政府や同国のNGOとともに企画し、20年に日本で開催されるG8サミット、アフリカ開発会議（TICAD IV）に向けて、市民社会として何ができるかを議論するとともに、海外での政府開発援助とNGOの連携活動の経験が共有された。

2. 草の根技術協力事業の実施

NGO等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型」、「草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、18年度には合計144件実施し、15年度（112件）に比べ29%増となった（内訳は下記のとおり）。

また、幅広い国民の参加の観点から、応募や実施件数の増加に向けて、本事業の趣旨や事業内容にかかる理解促進のため、18年度においては、ホームページにおいて、33案件の事例紹介（合計128案件）、7案件について169枚の写真（合計38案件、561枚）を追加掲載した。

- ・地域提案型（地方自治体を対象）：57件
- ・草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の少ない団体等を対象）：29件
- ・草の根パートナー型（開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：58件

（草の根技術協力事業）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実施件数	—	112件	153件 (37%増)	135件 (20%増)	144件 (29%増)

* カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

【草の根技術協力事業の実施事例】

カンボジア「小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」（草の根パートナー型、実施団体：(特活)ハート・オブ・ゴールド)

本事業では、体育科の指導要領のないカンボジアにおいて、指導要領を作成し、カンボジアの子どもたちへの適切な体育教育の実現を目指し、体育科指導に関わる人材の育成および体育指導書、指導要領の作成支援を行っている。

カンボジアでは、体育やスポーツに関する情報が少なく、数十年前の資料がそのまま使われている。また、指導要領を作成するにあたっては、保健、体育、スポーツ教育のみならず、横断的な知識と経験も必要とされる。このため、本事業では、教育省関係各局、その他様々なカンボジア側有識者を招き入れた活動を展開している。

特に、本事業が終了した後も、教育省内のワーキング・グループを中心に自分達自身で指導書の改訂を行えるよう、行政官を対象としたワークショップや実践研修、協議会の設置等を行っている。また、指導要領や指導書作成の技術の移転のみならず、人材開発の視点から、その作成プロセスにカンボジア側関係者が主体的に関与し、共有していく過程も重視して進めている。

なお、本事業では、体育、スポーツ及び青少年育成事業の知見を持つ実施団体に加え、筑波大学や岡山県大学国際交流推進機構からもアドバイザーを迎え、それぞれの分野に係る技術的なアドバイスを得ており、NGOと大学のそれぞれの知見を活かした好事例となっている。

小項目 No. 10 環境及び社会への配慮

【中期計画】

(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

【年度計画】

ア. JICA環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。また、職員を対象としたガイドライン執務参考資料を整備する。

イ. JICA環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申し立て制度の運営を行う。

ウ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、JICA 環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。

エ. 国際環境規格（ISO14001）への対応については、本部及び全国内機関において、ISO14001に基づいた JICA 環境マネジメントシステムの適切な運用、継続的改善を図り、環境配慮に努める。

オ. 光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等について上述の環境マネジメントシステムの一環として取り組む。

【当年度における取り組み】

環境及び社会に配慮した業務運営の更なる定着のため、環境社会配慮ガイドラインの適用及び職員研修を実施するとともに、環境マネジメントシステムを引き続き適切に運用し、次期環境目的（2年間）の設定を行った。

1. 環境及び社会に配慮した業務運営

改定された環境社会配慮ガイドラインの施行（平成16年4月）から約3年が経過し、環境社会配慮が定着してきている。

19年度要望調査で要請された案件のうち、環境社会配慮に係るカテゴリー分類の対象となる案件（約900件）を、影響の大きさに応じてカテゴリーA（影響の大きい）、カテゴリーB（影響がある）、カテゴリーC（影響が最小限）の3つに分類した。これにより、案件検討段階から開発途上国の環境や社会面に与える影響に十分注意を払うことが可能となっている。

採択後の実施中案件については、カテゴリーAが13件、カテゴリーBが172件あり、環境社会配慮審査会のコメント等により、環境や社会面の影響の把握方法、緩和策等をプロジェクト

に反映させることができた。

環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するための体制として外部専門家から構成されるこの環境社会配慮審査会を18年度は13回開催し、7案件について具体的な審査を行った。同審査会の答申については、例えば、「ネパール国アッパーセティ水力発電計画調査」の事例では、環境社会配慮調査における調査方法についての答申内容を実際の調査に取り込み、ダム計画の代替案について環境管理コストを含めた費用対効果の検討を行うこととするなどの反映を行った。

17年度採択案件から適用されている環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度については、異議申立の手続き等の記載を含む異議申立制度設置要項（英文）をホームページに掲載し、国外への発信も行った（なお、18年度に異議申立の実績はない）。加えて、開発調査のカテゴリーA案件については、調査実施時のステークホルダー協議の際に、必要に応じて異議申立制度の説明を行った。

16年4月に環境社会配慮ガイドラインの改定を行ったため、16年度はその周知を目的としてできるだけ多くの職員を対象に研修を行ったが、17年度以降はガイドラインの定着の観点から、主に関連部署に新たに配属された担当者への理解促進を図るべく実施している。18年度は職員向けの環境社会配慮に関する研修を10回、141人（14年度実績に対し121人増）に対して行った。さらに、派遣前専門家、案件受注コンサルタント等関係者に対してもガイドラインの説明を実施している。

（環境社会配慮に関する研修）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
研修参加者数	20人	167人 (147人増)	491人 (471人増)	193人 (173人増)	141人 (121人増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

2. 環境マネジメントシステムの構築・運用

国際環境規格ISO14001への対応については、本部及び全国内機関において同規格に基づいたJICA環境マネジメントシステムの運用を行った。このマネジメントシステムに沿って6月～7月に内部環境監査を実施し、その結果も踏まえマネジメントレビュー（経営層による見直し）を実施し、システムの継続的改善を図った。全部署での環境マネジメントシステム運用が定着したところで、10月30日～11月2日の4日間にわたり外部審査（JQA定期審査）を受けた結果、JICA環境マネジメントシステムが引き続きISO14001規格に適合しているとの確認が得られた。

また、環境マネジメントシステム開始（平成16年）以降3年間のパフォーマンスの評価も行った。その結果、本部及び国内機関において順次ISOの認証取得を進めながら、部署毎の年度目標に基づいた環境管理体制を定着させるとともに、技術研修員等に対するJICA環境方針の周知や在外事務所での試行的な取組を通して、機構の環境マネジメントに係る基本姿勢を内外に示せたことを確認した。

18年度に終了する今期の環境目的・目標については、機構の勤務者全員に共通する取組を定めたエコオフィスプランに従い、18年度における具体的な成果として、光熱水量、廃棄物削減、

再生紙利用等についてほぼ全ての項目で、環境目標で定めた対14年度比目標削減率10%を達成した。特にコピー用紙の使用量は30%減と目標を大きく上回った。

なお、環境目的期間終了を受け、次期環境目的（19年度以降2年間）の設定を行うとともに、この目的に沿って、本部及び全国内機関で19年度部署別環境目的、目標及び実施計画の策定を行った。

小項目 No.11 男女共同参画

【中期計画】

(へ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

【年度計画】

- ア. JICA内部に設置したジェンダー主流化推進体制を通じて、ジェンダー主流化に係る部署毎の取り組み年間計画の策定と実施状況報告の作成を定着させる。その結果を活用した取り組みの強化を図ることにより、ジェンダー主流化を推進する。
- イ. 職員及び専門家等に対し、研修を継続的に実施するとともに、研修内容の充実を図る。具体的には、ジェンダー視点の組み込みに資する課題解決型研修の充実を図る。また、開発済みの遠隔教材の活用を図る。
- ウ. 要請案件調査におけるジェンダー関連情報の確認を定着させるとともに、その結果を活用したジェンダー主流化の推進に資する活動を推進する。

【当年度における取り組み】

機構は、中期計画の達成に向けてのアプローチとしてジェンダーの視点を事業の企画立案段階から実施に至るプロセスに組み込む「事業におけるジェンダー主流化」を打ち立て、4つの段階（下記（注）参照）に分けて取り組んできた。

（注）第1段階：ジェンダー主流化実施体制の整備（ハードの整備）、第2段階：ジェンダーに敏感な視点と正しい知識を有する職員と援助人材の育成（ソフトの整備）、第3段階：様々な協力分野やスキーム、また、多様な開発途上国のジェンダーに対応するための支援ツールの開発（ソフトの整備）、第4段階：第1から第3段階までを基盤とした協力の展開。

平成18年度は、第4段階の活動を中心とし、一連の取組により、ジェンダー主流化推進体制は定着した。

1. ジェンダー主流化推進体制の定着と機能化

在外事務所を含め各部・機関に配置しているジェンダー担当者の活動を活発化させ、ジェンダー主流化の推進に向けより積極的な役割が果たせるように、ジェンダー担当者会議を本部で2回、アジア地域支援事務所で1回（アジア地域10事務所を対象）開催するとともに、「ジェンダー担当者だより」の発行を開始し、ジェンダー担当者と本部ジェンダー平等推進チームとの連絡体制を強化した。

また、各部署のジェンダー主流化の取組をモニタリングすることを目的として16年度に導入した「部署別ジェンダー主流化推進報告シート」を改訂し、各部署の所掌業務に合った具体的な取組を例示の上、取組ごとの実施状況と計画を記載させる方式とした。

2. 職員その他の関係者のジェンダーに関する理解の促進

職員を対象とするジェンダーにかかる専門研修（半日間）を6月に実施した。また新入職員研修におけるジェンダー講義の実施や、月1回開催するジェンダー勉強会を立ち上げた。その他、各部署からの依頼等に基づき、職員を始めとする関係者向けのジェンダー研修を企画・調整部、国際協力人材部、北陸支部、広尾センターで実施した。また、ジェンダーに関する理解の促進を目的に、機構内のグループウェア上にジェンダーミニ情報の掲載を開始した。加えて、イントラネット上で実施可能な職員向けのジェンダーテストを開発した。なお、上述した職員専門研修、新人研修、各部署研修等における参加職員数は223人であった。一方、これらの研修以外にも、各種ジェンダー研修を受講済の各部署ジェンダー担当者が中心となり、部内でジェンダー勉強会を自発的に開催するようになってきている。

職員以外にも専門家派遣前研修、新任ボランティア調整員研修においてジェンダー講義を実施した（参加者は、専門家148人、ボランティア調整員81人、専門員／ジュニア専門員28人）。なお、派遣前研修では、こうした事業ジェンダーの講義に加えて、各派遣国のジェンダー規範への配慮などを盛り込んだ講義を実施しているほか、「専門家心得」の講義において、日本の代表としての意識や非違行為防止と併せてセクシュアル・ハラスメント等に対し注意喚起している。また、「エネルギーとジェンダー」のテーマで、公開セミナー及び専門家やコンサルタント対象の能力強化研修を実施した。

17年度に開発した遠隔自習用教材は、分野・課題情報システム（通称ナレッジサイト）上に掲載しており、1年間に延べ153件のアクセスがあった。また、同じ内容のCD教材（日本語／英語版に加え、18年度はスペイン語版を作成）もJICA研修員等からの要望を受け151枚を提供した。

(ジェンダー研修)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
職員研修受講者数	18人	49人	498人	414人	223人

(参考) 研修受講者の男女別内訳

	男性	女性	計
職員研修	153人	70人	223人
専門家	91人	57人	148人
ボランティア調整員	34人	47人	81人
専門員(新規採用、ジュニア専門員)	6人	22人	28人

3. ジェンダーに関する情報の整備、支援ツールの開発

ジェンダー国別情報は56カ国について整備しており、18年度には、11カ国で情報の更新、3カ国で新規整備のための調査を実施した。

19年度要望調査で新規要請のあった案件について、事前段階での適切なジェンダー調査の実施や、実施段階でのジェンダー関連の投入を必要とする案件161件（技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力）を抽出するとともに、採択検討及び採択された場合、実際のジェンダ

一取組がどのように進むかの継続的なモニタリングが行えるよう、その理由も提示した。

一方、プロジェクト管理にジェンダー視点を制度的に取り入れる試みとして、現在行っている技術協力プロジェクトの評価手法をベースに、比較的簡易に実施できるジェンダー視点对応のプロジェクト評価のあり方を整理し、実際のプロジェクトの評価調査で試行した。

4. 以上3段階を基盤とした主な業務実績

ア. 事業の企画・立案段階

- ① 上述のとおり、要望調査で新規要請された案件のうち161件（技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力）について、事前段階でのジェンダー調査や実施段階でのジェンダー関連投入が望ましい案件として抽出した。
- ② 策定中の各課題別指針に当該課題とジェンダーの関わりについて記載した。
- ③ 国別事業実施計画においてジェンダーにかかる分析と記載を行った。

イ. 事業の実施段階（青年海外協力隊、研修員受入）

- ① 青年海外協力隊員派遣前訓練においてジェンダー講義を実施した。
- ② 青年海外協力隊員対象の機関紙クロスロードで、ジェンダーを特集し、協力隊員の意識啓発を行った。
- ③ 研修員来日時でのオリエンテーションで活用するため、ジェンダーに関する視聴覚教材を作成した。

ウ. 事業の評価段階

- ① 上述のとおり、ジェンダー視点对応のプロジェクト評価のあり方を整理した。要望調査で抽出した案件が採択された場合はこのジェンダー視点对応のプロジェクト評価を試行するよう奨励する。

エ. 在外事務所での取組

- ① 在外事務所主催で、専門家やボランティアなどを対象とした当該国のジェンダー等に関する研修や説明会を行った。
- ② ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを主目的とする案件の形成を支援した。
- ③ 約半数の在外事務所で、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを必ずしも主目的としない案件に対し、事前段階でジェンダーへの影響を調査し、その結果を案件の設計に反映したり、プロジェクトの便益が均等に男女双方にいきわたるような工夫を盛り込むなどの具体的なジェンダー取組を実施した。

小項目 No. 12 客観的で体系的な事業評価

【中期計画】

(ト) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。

【年度計画】

- ア. 事前から事後まで一貫した効率的な評価を導入するため、評価体制・手法の一層の強化を図るとともに、在外事務所による事後評価の実施国数を拡大する。
- イ. 事業事前評価表における案件の達成目標に関する客観的な指標の設定を引き続き推進するとともに、指標に関する指針の周知徹底を図る。
- ウ. 青年海外協力隊事業については、引き続き事業評価の一層の充実を図るとともに、総合的な分析を行う。
- エ. 災害援助等協力事業については、救助、医療、専門家チーム各ガイドラインに基づき、平成17年度実施案件の評価を行うとともに、手法の一層の充実を努める。
- オ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。
- カ. 評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が直接の評価者（一次評価者）として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）を外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、事後評価に関しては、平成18年度においては外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を全評価件数の50%以上とす

る。

キ．評価結果のわかりやすい形での公開に引き続き努めるとともに、一貫した評価に対応した形で各種評価結果の要約の迅速な公開を徹底する。

ク．評価によって得られた教訓の新たな事業実施へのフィードバックを強化するため、事業事前評価表における過去の類似案件の教訓の活用を推進するとともに、組織的な取り組みを強化する。

【当年度における取り組み】

案件規模等に応じた効率的な評価や在外事務所による案件別事後評価の拡充、評価主任研修等による在外強化に組み、事前から事後までの一貫した評価体制の定着を進めた。また、青年海外協力隊事業及び災害援助等協力における評価調査を実施した。さらに、外部有識者事業評価委員による2次評価の対象案件に係る現地調査等外部評価の充実、評価結果のわかりやすい形での提供、データベース化による評価結果の活用促進に取り組んだ。

1. 一貫した評価の導入

(1) 一貫した評価体制の整備

事前から事後までの一貫した評価体制の定着に継続して取り組んだ。特に在外事務所の評価監理業務に重点を置いて、在外主管案件を中心に、平成17年度に導入した評価制度（小規模案件評価）の周知徹底を図るなど、事業規模に応じた効率的な評価の実施を進めた。

ア．在外に重点を置いた評価監理業務の推進

在外主管案件の本格導入に伴い、在外事務所が作成する事業事前評価表の件数が増加傾向にあり（16年度：7件→18年度：29件）、事前から事後までの評価を在外事務所が主体となって実施するケースが増加していることから、評価の質の向上に向けて事業事前評価表の作成を含む評価制度・手続きの周知徹底を図った。

また、案件別事後評価については、実施国の拡大に取り組む、技術協力プロジェクトの案件別事後評価を2カ国、無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価を2カ国で新たに実施した。その結果、18年度までに在外事務所による案件別事後評価制度を導入した国は48カ国（14年度比34カ国増）となった。新規に事後評価を実施する国については、現地の評価能力向上の観点から、本邦からコンサルタントを派遣して、現地職員や現地コンサルタントに対して機構の評価手法を周知した。

(在外事務所による案件別事後評価)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
制度導入国数の累計	14カ国	22カ国 (8カ国増)	33カ国 (19カ国増)	44カ国 (30カ国増)	48カ国 (34カ国増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

また、15年度から配置している事業部及び在外事務所の評価主任が、当該部署が実施する評価業務を監理し、企画・調整部事業評価グループと連携することで評価の質の確保を図ってきて

いる。18年度は、アジア及びアフリカ地域の評価主任を対象に、事業評価ガイドラインに基づき、事業評価の基礎的な知識、手法や在外事務所による評価実施の留意点に関する研修を、テレビ会議システムを活用して実施した（23事務所、ナショナルスタッフを含む約40名が参加）。

イ. 評価制度の一層の合理化

17年度に導入した簡易評価制度について、引き続き本部及び在外事務所での定着を図った。また、事業事前評価表については、一定規模以上の技術協力プロジェクト全案件について作成しているが、制度導入後5年が経過し、評価ガイドライン、マニュアルの整備や評価研修の実施により、本部担当者の評価能力も向上してきており、評価の内容についても一定の質の向上が認められた。そのため、18年度からは本部主管案件にかかる評価監理手続きを簡素化するなど、評価制度の一層の合理化を進めている。

ウ. 指標設定の標準化

事業実施部門が行う評価の監理及び支援の一環として、評価担当部署が、案件の計画段階で作成される「プロジェクト準備実施計画書」や「事業事前評価表」についても内容確認を行うとともに、案件開始後の適切な進捗管理、評価、改善が行われるよう、客観性のある指標の設定を推進した。また、終了時及び事後の評価においても、設定された指標に基づき、客観性のある評価・分析が行われているかをチェックし、助言を行った。

また、指標設定にかかる指針として、17年度に策定した「評価実務ハンドブック：アウトカム指標の考え方」の一層の浸透のため、19年度初めに本部及び在外事務所の評価主任を対象として、同ハンドブックを教材とした研修を行うこととし、研修内容の検討等準備を行った。併せて、同ハンドブックの翻訳を完了した（英語版、フランス語版、スペイン語版）。

（2）青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度導入に向けた取組

青年海外協力隊事業の評価については、16年度末に制度として導入し評価の枠組を設定した。同制度に基づく評価の中間報告として「平成17年度ボランティア事業評価報告書」をまとめ、18年5月にホームページで公開した。また、各種調査対象への質問票調査を実施した。これらの調査結果も踏まえ、総合的な報告書の取りまとめを18年度末から進めている（19年度6月完了）。

【質問票調査】

- ア. 派遣中ボランティアに対する調査（14年度3次隊～15年度2次隊572名、15年度3次隊～16年度2次隊608名の1,180名から回答）
- 「ボランティア派遣による協力成果」及び「日本と相手国の相互理解の促進」について、ボランティアの活動による協力成果や日本と相手国相互の国際親善・交流がどのように達成されているかなどを測るために実施

イ. 受益者に対する調査（14年度3次隊～16年度2次隊ボランティアの受益者1,495名から回答）

- 「ボランティア派遣による協力成果」及び「日本と相手国の相互理解の促進」について、ボランティアを通して間接的に利益を受ける受益者（学生や農民などの現地住民）レベルにおいて、どのように達成されているかを測るために実施

ウ. 受入機関に対する調査（14年度3次隊～15年度2次隊601名、15年度3次隊～16年度2次隊508名の1,109名から回答）

- 「ボランティア派遣による協力成果」及び「日本と相手国の相互理解の促進」について、ボランティアが派遣された受入機関（配属先）のレベルにおいて、どのように達成されているかを測るために実施

エ. 援助受入窓口機関に対する調査（各国の窓口機関44機関から回答）

- 「ボランティア派遣に対する相手国ニーズ」について、主にボランティア事業が当該国の要請ニーズを満たしているかを測るため、被援助国のボランティア受入の窓口省庁の担当者に対して実施

オ. 市民アンケート調査（一般市民2,157人；ウェブ調査により無作為に抽出）

- 「ボランティア経験の社会への還元」について、「帰国ボランティアによる社会還元活動の実施貢献度」を測るため、民間リサーチ会社の協力を得て、一般市民を対象に実施

カ. 派遣実績と国別事業実施計画との整合性調査（42の在外事務所より回答）

- 「ボランティア派遣に対する相手国ニーズ」について、国別事業計画と実際のボランティア派遣実績との整合性を測るため在外事務所に対して実施

また、新たな試みとして、グループによるボランティア派遣のプロセス評価に取り組み、複数のボランティアを共通の目標のもとにグループとして派遣した3案件を取り上げ、案件形成から運営管理において発生した様々な課題に対してどのような工夫を行ったのか、そのインパクト等についてケーススタディを実施した。これらの案件はボランティア以外の各種事業とも連携しており、その結果についてはセミナーを実施して機構内の関係者間で共有した。

（対象案件）

中米シャーガス病対策（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル）（広域連携案件）

バングラデシュ参加型農村開発行政支援プロジェクト（技術協力プロジェクト連携案件）

ザンビアセフラ農村開発計画（無償連携案件）

災害援助等協力事業については、17年度に実施したスマトラ島沖地震・インド洋津波災害を始めとする7案件について、案件ごとに作成済の既存の評価報告書をまとめ、評価ガイドラインの項目に沿った総括報告書を作成するとともに、事業全体の特徴や傾向を検証し、貢献及び阻害要因の分析を行った。また、19年度に本事業の評価手法の具体的な改善を行うための準備を進めた。

また、17年度下半期に発生したパキスタン地震について、評価ガイドラインに基づき外部有識者レビューを実施するとともに、18年度に発生したインドネシアジャワ島中部地震（18年5月）及びフィリピンギマラス島沖油流出事故（18年8月）に関しても、外部有識者レビューを行った。

さらに、17年度に設置された世界保健機関（WHO）及び国連人道問題調整官事務所（UN OCHA）主導による津波合同評価連合（TEC）について、外務省、国際協力銀行、機構の三者が共同で参画しており、TECによる最終報告書の取りまとめにあたり、機構は日本側事務局として関係者間の調整やTECとの連絡を行うとともに、評価報告書の周知を通じ内外の関係者に対して評価結果のフィードバックを行った。

2. 外部評価の充実

18年度は、引き続き外部有識者事業評価委員会を通じた評価の質の向上に努めるとともに、外部有識者・機関が参画する評価を拡充した。

（1）外部有識者事業評価委員会の開催

18年度は、外部有識者事業評価委員会を3回開催し、外部の有識者から評価制度や手法などについて助言を得るとともに、同委員会の下に作業部会を設け（3回開催）、機構が実施した終了時評価の結果について、外部の視点から評価の適切性を評価する2次評価を実施した。

また、18年度の新たな取組として、外部有識者事業評価委員が、2次評価の対象となった案件を現地調査（フィリピン、ラオス、ケニア）し、終了時評価の記載内容の確認、評価結果のフィードバック状況、終了時評価以降の成果の発現状況等を把握した上で、2次評価結果との比較を行った。その結果として、2次評価手法の有効性が同委員会により確認された。現地調査の結果については、18年度の2次評価結果と併せて、外部有識者事業評価委員会による承認を経て、「事業評価年次報告書2006」に掲載、公表した。

さらに、これらの2次評価及び現地調査の結果に基づき、同委員会から事業評価の改善に関する提言（一例として、終了時評価報告書の記載事項の標準化及びチェックリスト化）がなされたことを受けて、終了時評価及び事後評価の実施要領の改訂を行った。

外部有識者事業評価委員会（五十音順）

氏名	所属・役職
青山温子	名古屋大学大学院医学系研究科教授
池上清子	国連人口基金東京事務所長
磯田厚子	日本国際ボランティアセンター（JVC）副代表 女子栄養大学栄養学部教授
杉下恒夫	茨城大学人文学部教授（元読売新聞社編集局専任部長）
長尾眞文	広島大学教育開発国際協力研究センター教授
林 薫	文教大学国際学部教授
林 寛爾	社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）国際第二本部 アジアグループ長兼国際協力グループ長
三好皓一	立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科教授
牟田博光	東京工業大学大学院社会理工学研究科長

なお、外部有識者事業評価委員会は、ほとんどの委員が国際機関やNGOを始めとして、国際協力の現場経験のある方で構成されている。また、委員会における議論の概要は、ホームページ等においても公開している。

（２）外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

外部有識者・機関の事後評価への参画状況については、本邦事後評価と案件別事後評価を合わせ、39件中25件（64%）について外部有識者による1次評価（外部有識者・機関が直接の評価者となる）および2次評価（機構が行なう内部評価を外部有識者・機関が評価する）を実施しており、16年度より連続して目標値50%を上回った。

（外部有識者・機関等の参画割合）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	18年度末 目標値
本邦事後評価	4件/9件中	2件/7件中	6件/15件中	6件/12件中	4件/14件中	—
在外事後評価	0件/64件中	10件/23件中	28件/43件中	28件/46件中	21件/25件中	—
合計	4件/73件中 (5.5%)	12件/30件中 (40%)	34件/58件中 (58%)	34件/58件中 (58%)	25件/39件中 (64%)	50%

3. 評価内容の情報提供

個別案件の事前評価から事後評価までの各評価結果の要約について、引き続きホームページ上での公開を進めた。また、よりわかりやすい情報提供を目指し、ホームページの評価のサイト（和文）を大幅に改訂したところ、アクセス数は、17年度に比べ増加した（月平均アクセス数：17年度 約2,500件→18年度 約2,800件（18年5月～19年3月平均））。

さらに、個別案件の評価結果を総合的に分析して共通の傾向や課題を抽出するべく「個別案件評価（案件別事後評価）の総合分析」を16年度に実施したが、同分析も踏まえ18年度は過去の評価（終了時評価等）とのつながりも視野に入れた新たな分析を加え、その結果を、「事業評価

年次報告書2006」に掲載した。

また、援助効果の向上の観点から、機構ではより中長期の目標設定と協力シナリオ、他機関との連携を重視したプログラムの戦略性強化に向けた取組を行っており、その一環としてプログラム評価を行った。本評価では、JICA事業に留まらず、無償資金協力や有償資金協力など関連する事業との連携の効果についても包含した形での検証を行っている。

そのほか、機構内外の関係者による評価結果の活用促進を目的として、フィードバックセミナー（公開）を開催するとともに、日本評価学会、国際開発学会等において特定テーマ評価の結果を紹介した。評価報告書については、当該分野の関係機関等に対し幅広く配布するとともに、特定テーマ評価等の結果の概要を取りまとめた要約版（フライヤー）を作成し、評価セミナー等の機会を捉え関係者に広く配布している。また、18年度の新たな取組としては、評価結果から得られたエッセンスや教訓をわかりやすく解説した「現場に役立つ援助の知恵」を作成し、報告書とともに配布した。

4. 評価内容のフィードバック

15年度以降事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」の欄を設けており、18年度に作成された事業事前評価表の全てで、過去の評価結果からの教訓が活用されている。また、評価担当部署が中心となり、個別案件評価や特定テーマ評価などの結果を踏まえ、必要に応じて類似案件の教訓について助言するとともに、分野・課題毎に作成している課題別指針において、過去の評価結果からの教訓を反映させることを制度化しており、この定着に努めた。

さらに、外部有識者事業評価委員会の提言を踏まえ、18年度は過去の教訓のデータベース化に加えて、教訓の優良事例を抽出し、類似案件への活用促進を通じて事業改善を図る取組を進めた。

また、評価結果を用いて事業を改善した優良事例を収集し、その結果を「事業評価年次報告書2006」に掲載した。

【評価結果活用の事例】

個別案件の中間及び終了時評価から得られた提言が、その後の案件の計画や実施・運営体制の見直しに活用された事例や、過去の類似案件の評価結果から得られた教訓が、他の個別案件の計画・運営に反映された事例として以下のようなものがある。

ア. プロジェクトの計画に関する見直し

ボリビア「サンタクルス県地域保健ネットワーク強化プロジェクト」では、協力開始以降に頻発した政権交代に伴う公務員の人事異動などにより、プロジェクトの活動が限定的になっていた。そのため、現状に即して活動内容を見直

すよう、中間評価で提言がなされ、県内にある大規模な保健センターを軸に重点的に活動するようにした結果、プロジェクト後半では良好な成果が得られた。

イ. プロジェクトの実施・運営体制に関する見直し

インドネシア「国立障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト」の終了時評価では、協力終了に際してインドネシア社会省に対し、自立発展性確保のため、センターの組織強化に努める必要があるとの提言がなされた。終了3年後に実施された事後評価の結果によると、社会省がこの提言を踏まえて「社会省・国家アクションプラン」にセンターの活動を明確に位置づけたことで、センターが組織的・財政的に政府から支持されていることが明らかになっており、今後も障害者の就労を促進する活動を継続していくことが期待されている。

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力（法第13条第1項第1号）

小項目 No. 13 現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施

【中期計画】

(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。

●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。

●技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。

【年度計画】

(1) 総論

ア. 南南協力支援事業の拡充に向け、課題タスクによる制度改善に関する検討結果や南南協力特定テーマ評価の結果を受けて、課題別指針を改訂しその更なる活用を図る。また、拡充に向けた優良事例の発信、共有に努める。

イ. JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化にかかるこれまでの取り組みを見直し、さらにネットワークの運営強化を行なう。

ウ. 現地事情に適合したきめの細かい事業の実施のため、現地又は第三国のリソースの活用を積極的に進める。

エ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。

オ. 技術協力プロジェクトにかかる国内支援委員会、課題別委員会等についても、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。

カ. 「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」の視点を反映した事業管理手法の改善を行う。また、キャパシティ・ディベロップメントハンドブックを改訂する。

キ. 職員・専門家・カウンターパートとキャパシティ・ディベロップメントの視点・手法を共有するため、各種研修を行う。

ク. 国際的なキャパシティ・ディベロップメントの主流化に貢献するため、キャパシティ・ディベロップメントに関する国際的な会議・セミナーに積極的に参加する。

ケ. 平成17年度に引き続き、国際情報通信網の整備とあわせてJICA-Netで接続できる海外拠点を増加させるとともに、「JICA改革推進のためのIT活用計画」に基づき事業におけるJICA-Netの活用を促進する。また、在外主導の業務実施の支援ツールともなる分野課題別コンテンツの整備を促進する。

【当年度における取り組み】

平成17年度に引き続き、技術協力案件の効果的・効率的実施のために、南南協力支援事業の充実、開発途上国の人材・組織のネットワーク化、各種事業における現地のコンサルタント・NGO等の活用を着実にを行った。また、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトを始めとして民間のノウハウの活用を推進したほか、技術協力事業に関わる各種委員会等に国民各層の参画を得て、その知見を事業の計画・実施・評価の各段階で活用するよう努めた。

1. 南南協力支援事業の充実等

(1) 南南協力支援事業の充実

効果的な南南協力支援実施のため、課題別タスクフォース（南南協力タスク）における議論をベースに、①在外研修や第三国専門家派遣などの南南協力の各手法のマニュアルの整理、②ニーズとリソースのマッチングのためのデータベースの作成・活用にかかる検討、③評価手法や手続きの整理及び検討を行った。こうした活動においては、テレビ会議システムを利用して、中南米地域の各事務所で第三国研修等南南協力に携わっている実務者の会議を開催するなど、在外事務所により使いやすい成果品を作成するべく、現場の問題認識を共有するとともに、その知見を取り込んだ。

また、南南協力について、被援助国に対する成果（インパクト）が見えにくいといった指摘も踏まえ、第三国研修の目的・成果を、①日本の協力成果の普及・発展、②地域協力やグローバルな協力への貢献、③開発途上国人材・組織の補完的活用の三点に絞って再検討した。その結果、第三国研修の効果を高めるための方策として、研修の計画・実施・評価の視点を、実施国重視から被援助国重視へと大きくシフトし、事前及び事後評価、目標・成果管理を、在外主導の下で簡便な方法で導入する方向で今後具体的に検討していくこととした。

11月には、チュニジアにおいて国連開発計画（UNDP）とチュニジア戦略研究所（ITES）共催による南南協力ハイレベル専門家会合が開催され、機構からは南南協力に係る援助調整の専門家が出席し、日本のODAにおける南南協力の歴史、政策、具体的な事例等に関するプレゼンテーションを行った。本会合では、他にもタイや南アフリカ共和国、トルコなどの事例紹介もあり、相互の情報交換になるとともに、機構が長年取り組んできた南南協力の取組が高く評価された。

18年度の実績としては、「第三国研修」（開発途上国が近隣諸国等から研修員を受け入れ、各国・地域の事情により適合した技術研修を実施）については261件（17年度245件、14年度139件）、また、「第三国専門家」（協力対象国に他の開発途上国の人材を専門家として派遣）については、578人（17年度383人、14年度109人）といずれも増加した。

【南南協力支援事業の活動例】

ア. 東南アジア地域（ASEAN加盟国）

機構はアセアン内における第三国研修形成のメカニズムとして、「JICA-A-ASEAN地域協力会議」（JARCOM）との協力による枠組を作り、

年次会合においてニーズとリソースのマッチングを図る工夫をしている。また、JARCOMにより形成された第三国研修（11件）がアセアン統合イニシアティブ（IAI）のワークプラン・プロジェクトとして正式に登録され、ASEAN-IAIに貢献するものとして評価されている。

この他、アフリカ支援として、エチオピア、ケニア、マラウイ等アフリカ6カ国を対象にタイ国際開発協力機構（TICA）と機構は共同で第三国研修「農業普及コース」を実施している。研修員が得た知識を帰国後に自国で定着させることを支援するため、日・タイ合同でフォローアップ調査団を派遣し、技術的なサポートを行うとともに、現地の実態により即した研修内容にするためのフィードバックに取り組んでいる。

イ．東アジア、南西アジア、中央アジア、大洋州地域

インドでは下痢症対策について、アフリカ、南アジア、東南アジア、東アジア（中国）の感染症研究部門の専門家を対象として、これまで同国で実施してきた技術協力プロジェクトの成果を活かし、分子疫学的型別診断技術の習得を目的とした第三国研修を実施中である。世界的規模のネットワークが構築されることで、腸管感染症の流行情報等が把握しやすくなり、「国境を越えた脅威」への対応の面からも評価されている。

ウ．中南米地域

これまでの機材供与や専門家派遣の成果を活かし、周辺諸国の需要を踏まえてコロンビアで実施した第三国研修「総合的オートメーションによる生産工程の監督と管理」では、ペルーから参加した研修員の所属機関（ペルー・サンマルコス大学）と、研修実施機関（コロンビアSENA-CEAI）との間で協力協定が締結され、二国間の技術指導が実現し、機構の南南協力支援事業が、域内独自の南南協力事業の展開につながった。

エ．アフリカ地域

ザンビア「南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）は、ザンビア政府が経済成長戦略の一環として進めている12の分野における投資促進計画を実現するため、第三国専門家としてマレーシア工業開発省の前副長官をアドバイザーとして受け入れ、官・民・学交流の促進や省庁間情報の円滑化、投資家の参入環境整備等について技術的サポートを得ている。

オ．中東地域

第三国研修「日本・エジプト協調イラク国向け医療協力第2フェーズ」は、イラク支援のため、これまでに小児病院の建設や小児救急医療プロジェクトを実施しているエジプト・カイロ大学医学部において、小児科関連5分野の研修（トレーナーズ・トレーニング）を実施し、その受講者がイラク国内で医師や看護師を対象とした研修活動を行った。

(2) 開発途上国の人材・組織のネットワーク化

技術協力事業の成果の普及と拡大の観点から、帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を進めた結果、18年度は、同窓会名簿の更新が68件、新規の同窓会立ち上げ件数が7件（カンボジア、中国、ミクロネシア、ドミニカ国、ルワンダ、シリア、マケドニア）となり、全世界でJICA研修員同窓会は合計112団体となった。

今期は自国内のネットワーク強化のみならず、地域間のネットワーク強化とより活発な活動の実現を目指し、上期には中南米地域で16カ国の同窓会メンバーがアルゼンチンに、下期にはアセアンの9カ国の同窓会メンバーがインドネシアに集い、同窓会として自国のみならず当該地域の開発への貢献について議論し、共通認識の形成が図られた。また、17年度に実施した同窓会及び在外事務所に対するアンケート結果も踏まえ、地域における同窓会活動に対する支援のあり方について執務参考用として指針を作成した。

(3) 現地リソースの積極的な活用

18年度は、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントへの委託が477件（17年度353件）、現地NGOとの連携件数は200件（17年度156件）となり、現地リソースの活用が積極的に推進されている。そのうち、現地の大学がコンサルタント若しくはNGOとして委託を受けたものは33件あり、現地学識経験者の知見が活用される事例も増加している。

また、契約に基づき実施された開発調査、無償資金協力基本設計調査、技術協力プロジェクト等において、本邦のコンサルタント等が現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査などを委託した件数は209件（17年度184件）あり、全体に占める割合は48.3%となり、前年の実績を上回った。

【現地リソースの積極的な活用例】

- ア. ネパールでは、水質の悪化と土砂堆積による湖の縮小が懸念される中部ポカラ市フェワ湖の環境保全計画策定支援を行った。この取組では、13年度の在外基礎調査（在外事務所主導で機動的かつタイムリーに実施する基礎的な調査）「ポカラ・フェワ湖環境保全開発調査」実施以降、16年度に機構初の在外主管案件として実施された「ポカラ・フェワ湖環境保全のための環境意識向上キャパシティビルディングプロジェクト」の準備及び実施、18年度と同プロジェクト終了時評価に至るまで、一貫してローカルコンサルタントや地元自治体など、地域に精通した現地リソースの活用が図られた。
- イ. ザンビア「PRSPモニタリング制度構築のための地方行政能力向上プロジェクト」では、地方自治体の会計監査マニュアルの改訂について、同国の地方行政や地方自治体の予算・会計制度に精通した現地コンサルタントに業務を委託し、同国の現状に即した実務的なマニュアルを作成することができた。

ウ、アフガニスタンでは、治安の悪化により日本人専門家の活動が制限されている事情もあり、現地に精通した専門的なNGOを通じて、効果的な事業の実施を図っている。

「カンダハル保健科学院助産師教育計画プロジェクト」では、同国において女性医療従事者が不足し、文化的な背景から女性の医療施設へのアクセスが制限されている中、現地NGOと連携しその活動を通じて、特に治安が不安定で復興の遅れている南部地域における助産師育成を支援している。

「カンダハル帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画プロジェクト」では、帰還民の居住するカンダハル県の村落にて持続的なコミュニティ開発を促進するために、カブールを拠点として、その担い手となる現地NGOや農村復興開発局職員の能力向上を図り、彼らを通じたコミュニティ開発事業の実施を進めている。

2. 事業における民間の活用

現場に近くノウハウを持った団体の知見をより積極的に事業に取り入れるとともに国民の発意が一層事業に反映されるよう、民間の団体のノウハウを活用した事業や国民の発意を取り入れた事業として、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト、提案型技術協力を実施している。18年度は、全体で156件（新規事業69件、継続事業87件）を実施した。

ア。「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」：実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度であり、新規案件69件、継続案件71件の契約を締結した（計140件）。全体のうち在外主管案件が53件と増えており、民間活用の流れが在外事務所においても定着しつつある。また、大学との契約は8件、NGOとの契約は6件あり、多様な民間の知見の活用も着実に進んでいる。

イ。「提案型技術協力（略称：PROTECO）」：民間からの提案を募り共同で案件形成を行った上で実施段階の事業を委託する制度で、18年度は、17年度から継続して準備を行っていた以下2件について新たにプロジェクトを開始したのを含め、15件を実施し、1件の準備を行った。

- ①南部地域の村落生活向上（スリランカ）
- ②小規模統計整備プロジェクト（インドネシア）

3. 技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大

18年度は国別・地域別の中期的な計画の策定や当該国の横断的な課題にかかる案件の実施について、9つの国別・地域別支援委員会を設置するとともに、個別の技術協力プロジェクト及び開発調査の実施に関して、国内支援委員会（15年度までの開発調査にかかる「作業監理委員会」

は国内支援委員会に統合)や新たに4つの課題別支援委員会を設置するなどして、学識経験者、NGO等から様々な提言、助言を得た。また、研修事業の実施に際しては、地方自治体や各種団体、地域住民の協力を広く得ているほか、事業評価についても、外部有識者事業評価委員会を設置して、有識者に第三者としての適切な評価を依頼している。

上記の各種委員会における学識経験者やNGOの人数割合は、国別・地域別支援委員会では87.0%(17年度87.8%)、国内支援委員会では60.7%(17年度66.7%)、課題別支援委員会では74.5%(17年度76.3%)、外部有識者事業評価委員会は100%(17年度100%)となっており、引き続き高い割合となっている。

※以下の2項目(4~5)は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載のある項目。

4. 途上国の総合的能力開発にかかる取組

国際社会において、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の実現に向け、開発途上国の能力が制約要因となっており、能力開発を効果的に行うことが必要と認識されてきていることを踏まえ、機構としては、これまでも能力開発の視点から機構の実施してきた事業の特徴の分析や、国際シンポジウムの開催等を通じ能力開発にかかる考え方の共有を図ってきたところである。平成18年度は、以下の取組を行った。

(1) キャパシティ・ディベロップメント(CD)の視点を反映した事業管理手法の改善

CDの視点(開発途上国の抱える課題への包括的な対処、開発途上国自身の自助努力を支える姿勢など)を事業に反映させるため、「事業のマネジメントのあり方」ハンドブックを作成した。

CDの視点から新たな事業に参考となる案件を取り上げ分析し、知見を組織内で蓄積、活用した(計7件:ネパール村落振興・森林保全、省エネルギー、ケニア中等理数科教育、水道分野人材育成、タイ地方行政能力向上、コミュニティ防災、タンザニア保健行政能力強化)。

(2) 研修等の実施

専門家派遣前研修、研修員受入事業(「国際協力セミナー」)等でCDに関する研修を実施した。

(3) 国際的な主流化

LenCD(Learning Network for Capacity Development: キャパシティ・ディベロップメント(CD)支援や援助機関内のCD主流化の教訓を共有し学び合うことなどを目的とする援助機関間のネットワーク)の一員として、国際シンポジウムを開催し、事例発表(ケニア理数科教育、タンザニア地方保健など)および会場施設提供(ケニアのアフリカ人造り拠点プロジェクト(AICAD))の両面で貢献した。本シンポジウムの結果はOECD/DAC(経済協力開発機構/開発援助委員会)のガバナンスネットワーク会合(2月)でも報告された。

5. 情報通信技術を活用した遠隔技術協力（JICA-Net）

18年度末時点でJICA-Netの拠点は国内外に89設置されており、国内機関、在外事務所の整備はほぼ完了した。今後は、プロジェクトサイト、駐在員が配置される国への整備についても進めていく。

設備の整備が進むとともに、在外と本部、在外と在外での業務打合わせや遠隔セミナーのためのツールとしての活用もさらに増えたことなどにより、18年度の利用実績は、利用時間数6,527時間（17年度比3.5%増）、参加者数51,805名（17年度比14%増）となった。

また遠隔講義・セミナーのコンテンツ及びマルチメディア教材の開発については、18年度はそれぞれ50件、17件となった。

小項目 No. 14 案件の適切な投入要素の決定

【中期計画】

(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。そのため、

- 技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。
- 派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。
- 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。

【年度計画】

(2) 適切な案件内容の決定と迅速な実施

- ア. 技術協力案件の目標と活動範囲の明確化を図るため、事前の調査・評価のプロセスを一層定着させる。また、開発課題毎の事前調査の充実を調査項目の標準化等により図り、適切な協力計画の策定を行う。
- イ. 派遣する専門家、調査団員、研修員受入機関、機材等に関する情報を、18年度より本格導入する事業管理支援システムに適切に蓄積する。また、これらデータベースの活用を推進するため在外事務所を含めたアクセス環境向上に努める。
- ウ. 在外強化ガイドラインを含む事業の実施に関連するガイドライン・マニュアルを必要に応じて改訂する。また、併せて電子版のメンテナンスを行う。

【当年度における取り組み】

課題5部体制の下、本部と在外事務所の連携を強めつつ、技術協力案件の速やかな実施と適切な投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を確保するため、事前調査の充実、システムを活用した案件監理体制の改善、技術協力案件の実施に関連するガイドラインやマニュアルの改善及び整備などに継続的に取り組んだ。

1. 目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実

ア. 事前調査の質の向上の取組

技術協力プロジェクト案件の目標や協力計画等を作成し、当該案件の妥当性や自立発展性を評価するとともに、必要な投入予算を確認するために、事前調査を行っている。

事前調査の質の向上のため、平成18年度も各分野・課題の事前調査の標準型を整理し、調査必須項目の設定等を行う取組を継続した。また、課題部を中心に取り組んでいる各分野・課題に関する課題別指針でも、その策定・改定時に対象課題の事前チェック項目を設定することとしており、これも事前調査に反映させている。さらに、コンサルタントを活用して協力対象課題の分析や協力計画の立案を従来以上に精緻に行うことで、事前調査の精度向上を図る取組も開始した。

イ. 事前評価の充実

事前調査の結果を受けて、実施の可否を検討するために、一定規模以上の新規案件については「事業事前評価表」を作成している。事前評価の適切さを確保するために、主管部署のほか、地域部、課題部、企画・調整部等関係部署により事業事前評価表のチェックを行っている。18年度は、事前評価表の質の向上と標準化に向けた検討作業も開始した。

また、予算と事業内容の一体的管理のため、個別案件を含むすべての技術協力案件について「プロジェクト実施計画書」を作成している。

各課題部には、18年度に43名(3月末現在)の国際協力専門員を課題アドバイザーとして配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に行うことで、事前調査や事前評価、実施計画書の充実を図っている。今後は、実施計画書の内容の標準化と精緻化をさらに進めるべく、各課題部に、事業の実施計画面を中心として検討、助言を行うための課題アドバイザーを配置する予定である。

ウ. 在外事務所等機構内における技術支援の充実

在外主管制度による案件に対し、これまでもテレビ会議の活用や課題アドバイザーの技術的知見による技術支援を行ってきたが、18年度は、全ての在外主管制度による案件について、本部内の担当者を指名し適時に技術支援の要望に対応できる体制を整備した。特に、基礎教育分野においては、全ての技術協力プロジェクト及び個別案件、開発調査、青年海外協力隊グループ派遣、無償資金協力(調査及び実施促進業務)、課題別研修について、課題アドバイザーと職員がペアになって担当するとともに、技術支援に係る要望調査を行い、その結果に基づいた技術支援を行っており、今後これを優良な取組として共有し他の分野にも拡大することを検討中である。

2. 技術協力プロジェクト、専門家、調査団等の情報の蓄積及び活用

技術協力に関する各種情報(専門家、調査団員、研修員、機材等)については、18年度から基幹システムである事業管理支援システムが本格的に稼動し、情報の蓄積・管理と活用(共有)を図っている。これにより、これまで専門家派遣、研修員受入、技術協力プロジェクト等個別のシステムで処理されていた様々な事業情報の集約を可能にするとともに、全ての案件の事業実施計画書を同システムを使って作成し、予算と事業の一体的管理の強化を進めた。

なお、現時点では、実際の業務に即した安定的な運用に至る過程で必要となる、システムの改善や微調整、担当者の習熟度の向上といったシステム導入時の一般的な課題も見られるが、今後、システムの改修、手続の見直し等を進めることで、プロジェクト運営の一連のプロセスの業務改善を図るとともに、事業関連情報の蓄積、共有及び管理の一体的な活用を進めていく。

3. 技術協力プロジェクト実施にかかるガイドライン、マニュアルの改善・整備

独法化以降、16年度の組織改編(課題部の設置等)や在外主管案件の導入など、事業実施環境の変化の中で技術協力事業を的確に実施するため、各種のガイドライン、マニュアル等の整備を進めてきた。18年度においては、次の事項について、検討、改訂等を行った。

検討テーマ	18年度の活動の成果
①課題対応力の強化	共有データベース上の課題部マニュアルについて、在外事業強化費の新規程、戦争特約付保の扱い、国別研修の実施方法等について適時内容を更新した。
②技術協力事業の法人契約化	今後の運用についての方向性を検討すべく、成果達成、効率性、職員育成の観点から、レビューを実施した（19年5月に結果取りまとめ）。
③国別研修の法人一括契約	17年度の試行実施の結果を踏まえ、18年度用に試行実施マニュアルを改訂した。また、19年度以降の本格導入に向けて関係団体との調整を行い、本格導入にあたっての制度のあり方、方針を決定した。
④携行機材のしおり	長期専門家パソコン手当支給と短期専門家パソコン貸与、輸送機材の返送等について整理を行い、携行機材のしおりを改訂した。
⑤マニュアル等の公開	専門家報告書作成の手引き、携行機材のしおり等を派遣予定者向けにパッケージ化し、ウェブサイト上で閲覧可能にした。

小項目 No. 15 本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ

【中期計画】

(iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、

- 各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。
- 帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。

【年度計画】

(3) 研修員受入

研修員受入について、事業の選択と集中をさらに進めるために課題別研修のコース体系を途上国のニーズに基づき改善するとともに、個々の研修コースの内容について質の向上を図る。また、帰国研修員との協力関係を強化する。

ア. 平成 18 年度に実施する全課題別研修について、具体的な目標を設定し、本邦で行う技術協力としての強みをより明確にするために必要な改善策を講じる。また、平成 19 年度に新設する課題別研修について、事前評価を行い、コース実施の妥当性を評価し、目標とそれを測るための方法を予め明確にする。

イ. 帰国研修員に対する情報支援・ソフト型フォローアップ等の活動を点検し、帰国研修員や同窓会会員に対する支援をさらに充実させる。

【当年度における取り組み】

研修事業の評価については、集団研修の全案件に評価を実施し、その結果を平成 18 年度に協力期間が満了するコースの改廃の検討に活用した。また、17 年 3 月に発表した JICA 改革プラン（第 2 弾）を踏まえ、「グランド・デザイン」（分野・課題毎に策定する 3 年程度の整備計画）に基づく課題別研修の改廃・新設、国内機関の分野・課題特性の設定等の改善を行い、開発途上国のニーズに的確に即応できるよう研修事業の再編に向けた取組を進めた。さらに、帰国研修員に対するフォローアップ（ソフト型フォローアップ）件数は 14 年度比 70% 増と大幅に増加した。

1. 研修コースの評価の実施

(1) 研修事業の評価

1) 18 年度実施案件の評価

18 年度に実施した集団研修 358 件全てについて、終了時に研修員、業務受託機関、研修監理員の意見を聴取し、年次評価を実施した。個々の案件について設定した到達目標（3～5 項目）の達成度（19 年 5 月末現在、評価が完了した 299 件の平均値）は 94.7% であった。

2) 18年度に終了する案件の評価

18年度に協力期間を満了する集団研修60件について、終了時評価の結果に基づき、23件を廃止し、37件について内容等を見直した上で更新した。また、19年度における新規開設の要望があった57件について事前審査を行い、14件が採択された。

3) 評価制度の改善

評価の客観性を高め、計画段階へのフィードバックを強化するために、事前評価の実施方針や年次評価及び終了時評価の改善案を取りまとめた。

(2) JICA改革プランに基づく研修事業の改善

研修事業を開発途上国のニーズに一層的確に即応したものに再編することがJICA改革プラン(第2弾)として打ち出されており、18年度は以下の改善を行った。

1) 課題別研修の計画策定プロセスの改善

課題別研修の改廃・新設の検討を「グランド・デザイン」(分野・課題毎に策定する3年程度の整備計画)により戦略的に行う方式に変更したところ、19年度の集団研修は前年度比9件減、地域別研修は42件増となった。

2) 国内機関の分野課題特性の設定

研修事業においても課題別アプローチを強化する観点から、18年度より各分野・課題について幹事国内機関を定め、当該分野・課題に係る研修事業の実施方針の策定、調整やノウハウの集約を進めている。

3) 個別の研修案件の改善

18年度当初から技術協力プロジェクトに準じた実施計画書を導入することで、課題別研修の個別の案件の計画プロセスを改善した。その結果、各案件の目標及び研修内容が見直され、全体の35%の案件について従来の研修員個人の人材育成に留まらない、組織開発や制度開発を直接の目標とするものに改編された。さらに、モデル案件として70件を指定し、これらの実施を通じて本邦研修の前後の現地での活動、在外補完研修、遠隔研修等の新たな研修方法の定着を図った。

2. 帰国研修員等への各種支援の充実

日本での研修から帰国した研修員が日本で学んだ知見を自国の関係者等と共有し発展させる上で、研修員自身又は所属機関が行うセミナーの開催、調査研究、教材作成等の活動に対して支援する、ソフト型フォローアップ事業を実施している。

現地職員研修及び在外赴任者研修での説明、実施要領の改訂等により、ソフト型フォローアップに対する理解は深まり、現地での有効な活用方法が浸透してきている。特に、17年度から研修の計画段階でソフト型フォローアップ事業を予め組み込めるようにしており、帰国後の現地セミナーの実施支援、業務受託機関による帰国研修員に対する継続的支援(インターネットによる相談サービス、現地への講師の派遣等)、研修員及び所属機関による試行的事業の促進等、研修員の帰国後の活動において具体的な成果を迅速に導き出すための支援が定着しつつある(18年度

46件)。

これらを含め、18年度のソフト型フォローアップの実績は180件(14年度比74件増、17年度比24件増)となり、14年度実績106件に比して70%増となった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ソフト型フォローアップ案件実施件数	106件	122件 (15%増)	142件 (34%増)	156件 (47%増)	180件 (70%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

【地域別研修「アフリカ母子保健看護管理」(マラウイ)】

マラウイ国保健省管轄の公立ムジンバ地区病院には既存の院内感染予防マニュアルがあったが、実用的でないとの理由で活用されておらず、院内感染予防への適切な対応は十分に行われていなかった。

このような状況の中、本邦研修に参加して、感染予防に対する知識とその手法を学んだ同病院所属の帰国研修員が中心となり、所属先の看護師や地方政府の行政官とともに、研修で習得した知識を活用しつつ、既存のマニュアルをより実践的かつ活用しやすい内容に改訂した。

これに対して、機構はソフト型フォローアップとして、印刷費等の支援を行った。

小項目 No. 16 専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価

【中期計画】

(iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。
またコンサルタントについては、
- コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。
- 特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。

【年度計画】

(4) 専門家・コンサルタントの適正かつ迅速な選定

(専門家)

(専門家)

- ア. 民間人材の活用が円滑に進むよう、国際協力人材センターを通じて専門家の不足している分野の人材登録を促進する。
- イ. 公示（公募）による人選を拡大する。
- ウ. 人選ガイドライン及び人選基準に沿って透明で公正な人選を実行する。
- エ. 評価ガイドラインに沿った専門家評価を定着させ、その結果を専門家人選に反映させる。また、評価ガイドラインに沿った評価実施結果をフィードバックし、ガイドラインの更なる改善を図る。

(コンサルタント)

- オ. 業務実施に係るプロポーザル競争における価格要素の強化及び実績評価の見直し等、制度の着実な運用と有効性の確認を行う。
- カ. 特に緊急な選定が求められる案件（ファスト・トラック案件等）については、公示から契約締結までに要する期間を30日以内とすることを着実に行うとともに、選定手続き期間の短縮による当該案件の業務の質や契約の公正性にもたらす影響について情報収集・分析・検証を行う。

【当年度における取り組み】

専門家においては民間人材の登録者の拡大を引き続き図るとともに、コンサルタントについては新たに指名人材プール制度を試行導入するなど、質の高い専門家・コンサルタントの適正かつ速やかな選定に努めた。

1. 民間人材の積極的活用

(1) 民間からの専門家候補者の登録者拡大

幅広い人材の確保を目指し、積極的に登録の働きかけを行った結果、平成18年度末の国際協力人材登録者は累計8,492名(17年度末7,316名)と、1,176名増加した。このうち、人材確保の必要性の高い平和構築分野における登録者数も、「PARTNER」ホームページ、国際協力キャリアセミナー等を通じた広報や情報提供に努めた結果、389名となった(17年度末登録者数 316名)。

(2) 透明かつ適正な手続きによる選定手続きの整備

機構が主体的かつ適切に専門家候補者を確保することを目的として15年度に策定した、3つのガイドライン(「専門家人選のあり方」、「専門家人選に係る関係各省庁への協力依頼」、「公募の手続きについて」)について、現地事情やニーズに即した語学基準の見直しや、公募の審査基準の見直し(6つの資質と能力)などの改訂を行った上で、これらのガイドラインに沿って、透明で公正な人選が担保されるように努めた。また、18年度は公示(公募含む)による人選によって、計2,292名(17年度1,221名)を派遣した。なお、人選のための委員会については、18年度は開催されなかった。

2. 人材の業績評価の充実

17年度に試行導入した専門家評価制度の実施状況について本部及び在外事務所でレビュー(18年3月~6月)した結果、評価が着実に実施されるとともに、専門家とのコミュニケーションの改善等の効果が確認された。また、各種JICA事業で活動する人材に関して横断的、共通的な評価を行う可能性についても検討を開始し、評価結果の円滑な人選への反映等についてさらに改善を進めることとした。

3. コンサルタント選定方法の改善

コンサルタント選定の際の評価方法に関し、業務の質を確保しつつ参入を促進して競争性を高めることを目的として、16年度以降、(1)プロポーザル評価表の配点を業務内容に応じて変更するなどの改善、(2)コンサルタント実績評価表の抜本的改訂、(3)コンサルタント実績評価結果の当該法人への通知(開発調査、無償資金協力の基本設計調査に加え、18年度から技術協力プロジェクトも対象)、(4)業務の難易度の低い案件におけるプロポーザル記載内容及び分量の軽減、(5)プロポーザル審査の際に、テレビ会議システム等を利用して海外からのプレゼンテーションを可能とするなど海外で執務するコンサルタントが参加しやすくなる制度の導入を行い、

その定着を図ってきたが、18年度には、さらに（6）予め競争的に選定したコンサルタント人材をプールすることで、自然災害や紛争などの緊急性の極めて高い事業について、公示による選定が時間的に困難な場合でも迅速な派遣が可能となる「指名人材プール制度」を試行的に導入した。同制度の下で、スーダンにおけるファスト・トラック適用案件（2契約）及びインドネシアにおける大規模自然災害対応（6契約）において、契約手続きの開始から契約締結までの日数が平均3.9日と極めて迅速に行われ、現地のニーズに適時に対応することができた。

これまで実施してきた改善の成果及び今後の要望等について、18年11月から12月にかけてコンサルタント11社及び2業界団体からのヒアリングを実施した。その結果、従来認識されていた課題の多くは、上記の各取組によって改善されていることが確認できた。

今後は、ヒアリングで確認された要望等につき、適正な調達という観点から精査を行った上で、制度改善策を検討していく。

4. 緊急案件における選定の迅速化

18年度に実施した緊急案件（全9件）の業務実施契約では、公示から契約までの平均期間は24.1日となり、迅速なコンサルタント選定が行われた。なお、一部の案件では、選定は了した後、現地の受入都合等から、契約の締結自体は30日経過後となっている。

（緊急案件）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
選定手続の期間短縮 （公示から契約までの所要日数）	（通常案件72日）	34.6日	21日	22.7日	24.1日

【18年度の緊急案件】

- ①スーダン国基礎的スキル・職業訓練強化プロジェクト・・・・・・・・・・31日間
- ②パキスタン国保健医療施設建築指導プロジェクト・・・・・・・・・・29日間
- ③インドネシア国ジャワ島地震災害復興支援計画概略設計調査・・・・・・・・19日間
- ④インドネシア国ジョグジャカルタ広域水道整備計画調査・・・・・・・・・・33日間
- ⑤ブルンジ国ブジュンブラ市都市交通改善計画調査・・・・・・・・・・18日間
- ⑥ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査・・・・・・・・・・22日間
- ⑦パレスチナ自治区ヨルダン渓谷農産加工物流拠点整備計画・・・・・・・・・・23日間
- ⑧パレスチナ自治区ヨルダン渓谷水環境整備計画・・・・・・・・・・20日間
- ⑨パレスチナ自治区持続的農業技術確立のための普及システム強化プロジェクト 22日間
（平均24.1日）

(ロ)無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）

小項目 No. 17 無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上

【中期計画】

無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。

【年度計画】

無償資金協力の実施促進業務については、従前の業務の不断の見直しを行い、各種ガイドラインや標準書式の改訂及び入札関連情報等の公開等に引き続き取り組む。

【当年度における取り組み】

無償資金協力の実施が公正かつ円滑に行われることを支援する実施促進業務については、実施を担当する事業関係者（コンサルタント、建設会社等）を対象に広く情報を公開して積極的な参加を呼びかけるとともに、資格要件の総合的な判断による競争性の促進や外部監査による実施段階のチェックを行った。

1. 事業関連情報の公開・提供

平成16年度第4四半期から、被援助国政府が行う入札案件についてJICAホームページ上で公告を行っているが、コンサルタントに対して積極的に利用するよう呼びかけた結果、18年度は合計112件（17年度81件）の公告を行うことができた。

新規参入企業による入札参加を促進すべく、業界紙における入札公示の和文併記を18年9月から導入した（全文和文化も一部実施した）。

また、中堅ゼネコン、地方企業の参加を促進すべく、日本建設業団体連合会及び建築業協会の会員各社に案内を行ったところ、4社が19年1月に開催した説明会に出席し、いずれの社からも前向きに参入を検討したいとの意思表示があった。

また同月、コンサルタント会社、建設会社、商社を対象とした説明会も実施し（144社が参加）、新規参入を促した。

さらに3月には、日本建設業経営協会と日本土木工業協会の会員各社に対し、説明会を開催した（6社が参加）。

以上の取組により、説明会の参加者数は延べ154社に上った。

2. 適正かつ効率的な無償資金協力事業実施促進のための取組

被援助国政府が主体となって行う無償資金協力の調達・入札について、応札者の事前資格審査（PQ審査）における総合的見地からの判定を奨励し、審査基準の全項目を厳格に満たしていない場合であっても入札への参加可能性の検討に努めるよう18年7月にコンサルタントに依頼し、想定されるケース等につき説明会を行った（69名参加）。

その結果、3案件において総合的判定による事前審査合格の例が出ており、競争性を高めるこ

とにつながった。

また、コンサルタント推薦状の内容の改定、コンサルタント契約認証前の案件公示の導入、新聞広告の和文追記等について、各種マニュアル（実施促進業務の手引き、コンサルタント業務の手引き等）を改定した。

3. 技術的監査の実施

19年3月、アフリカ、東南アジア及び南米地域における3案件について、技術的監査を実施した。

関係者に事前に通知しない「第三者による抜き打ち監査」として行うことによって、当該案件の施工及び施工監理が適正に実施されているかをチェックするとともに、他の案件を担当しているコンサルタント、施工業者に対して場合によっては抜き打ちの監査があり得ることを周知し、適正な実施を促した。（小項目No. 33にも関連の記載）

(ハ)国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）

小項目 No. 18 国民等の協力活動の充実

【中期計画】

(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。

【年度計画】

広尾センターを4月より市民参加協力の拠点とし、開発教育支援、ボランティアの社会還元等の企画・立案機能を一元的に集約し、NGO、学生、自治体等を中心とした市民による国際協力の促進に幅広く取り組む。また、市民参加協力に関わる全国内機関の経験・知見を取りまとめ、本事業を効率的・効果的に実施するための情報発信機能を整備する。

(1) ボランティア事業

ア.青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアについては、事業のさらなる拡充・改善を図るため、平成17年度に策定した参加方法の多様化等のための計画を引き続き促進する。

【当年度における取り組み】

ボランティア活動等を志望する国民の期待に応えるため、参加方法の多様化等参加しやすい環境整備に取り組み、ボランティア事業への参加者数は平成14年度実績に比して10%以上の増となった。また、NGO等との連携事業の一つである草の根技術協力についても、順調に実績を伸ばした。さらに、18年4月に開所したJICA地球ひろばも、市民参加協力の拠点として様々な団体に幅広く活用されている。

1. ボランティア事業の充実

ボランティア事業の更なる充実、改善に向けて、以下の取組を行った。

(1) 国別の派遣計画の新規策定

開発途上国側のニーズを基本としつつ、国内において応募者の多い職種も念頭に置いた国別の派遣計画の作成を18年度に新規に開始し、これに基づきボランティアの募集、選考、派遣を実施した。

(2) 新職種「行政サービス」の設定

17年度秋募集から職種として「行政サービス」を新たに設定し募集を行った。これは、①開発途上国において展開されつつある地方分権化への対応、②開発途上国の産業・就業構造の違いも踏まえて地方自治体職員（一般行政職員）等が国際協力に参加できる機会を拡大することを目指したものである。ニーズ調査及び協力モデルの構築のため、アフリカの3カ国（ケニア、ウガンダ、タンザニア）を対象とした「行政サービス」要請開拓調査団を派遣するとともに、国内では、新職種の紹介と適格者の確保を目的として、地方自治体や自治労に対し、募集・広報の働きかけを行った。この結果18年度には、10件の要請が提出され、うち9件で候補者を確保した。

(3) ボランティアの選考方法の見直し

青年海外協力隊の選考に関し、18年度春募集から、従来の職種単位の応募でなく、応募者が希望する要請（案件）に基づく選考を試行的に導入した。この結果、合格者の希望要請とのマッチングは70%以上となった。また、この試行実施も踏まえ18年度秋募集においては、①「職種応募」から「案件応募」へ変更、②1次選考を「会場参集型」から「書類選考型」へ変更、③語学試験を1次選考から2次選考へ移行、④技術面接と人物面接の同時実施等の見直しを行った。応募者にとって要望の反映と負担軽減に繋がるとともに、事務局の事務・コストの合理化が図られている。

また、シニア海外ボランティアについては、これまで、技術力に加え語学力と海外経験を重視した人選を行ってきた。このため、技術力はあるが、語学に自信がない人や海外経験のない人は応募を控える傾向が見られた。参加意欲のあるシニア層に道を開くべく、青年海外協力隊と同様に、活動言語を習得できる機会を提供する方向で、訓練・研修方法の見直しを行った。また、語学力を有するボランティアについては、語学講座を免除するなど、きめ細かい対応を行うようにした。

(4) 短期派遣制度の定着

17年度に導入した短期派遣制度は、長期に派遣される隊員の活動を支援、補完しうるものとして定着しつつある。18年度は、年6回の定期募集等により、258人が派遣された。要請数は908件、充足率は28.4%であった。短期派遣制度は、長期間には参加できない人にとって有効な機会であり、現地からも、緊急性の高い要請にも対応でき、適時に支援を受けられる制度として評価されている。

(5) 幅広い国民参加に関する取組

シリア、マレーシア、モンゴルの3カ国の5案件で、障害をもつボランティアを派遣した。その派遣に際しては、それぞれの障害の種類や状況に応じ、きめ細かく対応することで、活動が円滑にいくよう努めた。これらボランティアは、日本国内において障害を持つ人が開発途上国で活動するチャンスと挑戦を示しただけでなく、協力相手国の障害を持つ人にとっても、障害克服、自立のきっかけとなった。活動そのものも国内外で高く評価されており、広報の面でも幅広い国民参加の優良事例としてインパクトを与えた。

以上のとおり、参加者の質の確保にも留意した取組を行った結果、18年度のボランティア事業への参加者数（青年海外協力隊(長期及び短期)、シニア海外ボランティア(長期及び短期)の合計数）は、1,875人（14年度比183人増、17年度比75人増）となり、14年度実績1,692人に比して10.8%増となった。

(ボランティア事業)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
参加者数	1,692人	1,682人 (0.6%減)	1,760人 (4%増)	1,800人 (6.4%増)	1,875人 (10.8%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

2. 草の根技術協力事業の充実

(以下は、小項目No. 9と同一の記述)

NGO等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型」、「草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、18年度には合計144件実施し、15年度(112件)に比べ29%増となった(内訳は下記のとおり)。

また、幅広い国民の参加の観点から、応募や実施件数の増加に向けて、本事業の趣旨や事業内容にかかる理解促進のため、18年度においては、ホームページにおいて、33案件の事例紹介(合計128案件)、7案件について169枚の写真(合計38案件、561枚)を追加掲載した。

- ・地域提案型(地方自治体を対象): 57件
- ・草の根協力支援型(開発途上国支援の実績の少ない団体等を対象): 29件
- ・草の根パートナー型(開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象): 58件

(草の根技術協力事業)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実施件数	—	112件	153件 (37%増)	135件 (20%増)	144件 (29%増)

* カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

【草の根技術協力事業の実施事例】

カンボジア「小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」(草の根パートナー型、実施団体:(特活)ハート・オブ・ゴールド)

本事業では、体育科の指導要領のないカンボジアにおいて、指導要領を作成し、カンボジアの子どもたちへの適切な体育教育の実現を目指し、体育科指導に関わる人材の育成および体育指導書、指導要領の作成支援を行っている。

カンボジアでは、体育やスポーツに関する情報が少なく、数十年前の資料がそのまま使われている。また、指導要領を作成するにあたっては、保健、体育、スポーツ教育のみならず、横断的な知識と経験も必要とされる。このため、本事業では、教育省関係各局、その他様々なカンボジア側有識者を招き入れた活動を展開している。

特に、本事業が終了した後も、教育省内のワーキング・グループを中心に自分達自身で指導書の改訂を行えるよう、行政官を対象としたワークショップや実践研修、協議会の設置等を行っている。また、指導要領や指導書作成の技術の移転のみならず、人材開発の視点から、その作成プロセスにカンボジア側関係者が主体的に関与し、共有していく過程も重視して進めている。

なお、本事業では、体育、スポーツ及び青少年育成事業の知見を持つ実施団体に加え、筑波大学や岡山県大学国際交流推進機構からもアドバイザーを迎え、それぞれの分野に係る技術的なアドバイスを得ており、NGOと大学

のそれぞれの知見を活かした好事例となっている。

3. その他の取組

(1) 市民参加の全国的拠点の整備と機能の拡充

18年4月に開所したJICA地球ひろばは、機構が実施する市民参加協力事業の拠点となるとともに、市民が交流する場としての機能を担っている。開所以来、地域の団体の発意を活かし、市民が直接国際協力に携わる機会を広く提供するべく、セミナー、ワークショップ等の活動を積極的に支援している。また、体験ゾーン（展示スペース）や交流ゾーン（市民団体等への貸出スペース）の利用者数も相当程度に上っている（具体的な活動内容はNo. 20でも報告）。

(2) 日系社会の人材育成

中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域への貢献を目的として、日系研修員128人に対して本邦で技術研修を行った。また、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本人の中高齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして21人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本人青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして18人派遣した。

小項目 No. 19 ボランティアの人材確保及びサポート

【中期計画】

(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。

具体的には、

- 青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。

【年度計画】

イ.現職参加促進のため、参加促進の広報や関係機関への働きかけを引き続き行う。

ウ.登録制度の活用による登録者の派遣を引き続き促進する。

エ.短期・集合型の技術補完研修について、適格な人材確保につながるよう、内容の充実及び効率化の観点から引き続き見直しを進め、すべての見直しを完了する。

オ.ボランティア派遣国に対する健康管理員配置計画に基づく配置を行い、医療面の支援充実に努める。

カ.ボランティアの交通安全対策については、交通安全に関する啓発など必要な取り組みを総合的に行う。

キ.帰国ボランティアの状況・ニーズに沿ったきめ細かい進路支援ができるように、各支援制度の見直し結果に基づき順次支援策の改善等を行う。また、事業評価の一環として実施する帰国ボランティアへのアンケート調査を通じて得られた結果をフィードバックしていく。

【当年度における取り組み】

青年海外協力隊等について、適格な人材の確保及び効果的な社会還元のため、文部科学省等とも連携して教員の現職参加を推進するとともに、より利用者のニーズに応じた登録制度の活用促進に努め、技術補完研修も短期・集合型の見直しをほぼ完了した。さらに、派遣者への医療・交通安全面でのサポート体制を引き続き充実させた。また、帰国後の隊員については、セミナーや研修を充実させて、受講者から好評を得るとともに、ハローワークや地方公共団体とも協力し、進路対策の充実に取り組んだ。

1. 適格な人材の確保

(1) 地方公共団体等を通じた募集

青年海外協力隊等のボランティア事業への参加により得られる異文化体験は、特に現職の教員にとっては、帰国後の生徒に対する影響やインパクトの点で大きな意味を持っており、全都道府県及び政令指定都市の教育委員会に働きかけ、現職教員の参加促進に取り組んできた。

具体的には、①文部科学省とともに都道府県教育委員会を訪問し、現職参加に関する教育委員会の対応についてのアンケート及びヒアリングを実施し、現状及び課題を調査した。②文部科学

省と協力して、派遣中の現職教員に対して大学等による情報提供や教材開発等の支援を行うシステムを構築した。③さらに、現職教員の帰国報告会を文部科学省、筑波大学などと共催し、全国から参加した200名以上の教員関係者に隊員の現地及び帰国後の様々な活動を紹介することができた。

報道、広報の面では、10月にNHKの「土曜フォーラム」で1時間番組として理数科教員（現職教員）の特集が放映された。また、6月にNHK「福祉ネットワーク」でエイズ対策分野で活動した現職教員の事例が紹介された。テレビ朝日の番組では、現職教員が指導するバヌアツの生徒が「30人31脚」で登場し、開発途上国における現職教員隊員の活動の様子を映像で広く伝えることができた。JICAボランティアに関する情報を主として取り扱っている機関紙「クロスロード」においても、毎号「日本の生徒たちへの手紙」という現職教員によるコラムを設け、公立学校の生徒と教員のやりとりを紹介したほか、全国の小・中・高校で購読されている日本教育新聞及び教育新聞が現職教員帰国報告会を取材、報道した。

こうした取組の結果、文部科学省から推薦された現職教員は167名、合格者84名となった。

また、現職公務員、現職教員のボランティア参加に対する教育委員会や自治体関係者の理解を促進すべく「地方自治体JICAボランティア理解促進調査団」を2回派遣し、兵庫県、茨城県の教育委員会、自治体の参加を得て、平成19年度の現職派遣枠や帰国隊員採用制度の新設に前向きな反応が得られた。この他、地方公共団体の国際課と協力して全国で実施した留守家族懇談会では、教員の協力隊への参加の意義や重要性を説明するとともに、現在派遣されている教員の留守家族に対して、活動状況や支援体制などを説明し、きめ細かな情報提供を行った。

（２）登録者の確保

多くの希望者に参加の可能性を広げることを趣旨として、応募者のうち、選考試験で優秀な成績を修めながら、より適任の応募者が他にいた場合や、応募者の希望する職種の中で適合する要請がないために合格とならない者を登録する「登録制度」を設置している。18年度は登録期間を6カ月とし、在外事務所を通じて登録者向けの要請開拓にも引き続き努めている。

登録者は、14年度の339人から、17年度は614人まで増加したが、急激な増加は、登録者に追加合格の期待を抱かせながら実際には応えられないケースの増加にも繋がると考えられる。むしろ希望者に対するサービスの低下となる懸念などから、18年度は373人（14年度比10%増）の水準を目標とすることを再確認し業務を行った結果、実績として399人（18%増）の登録者を確保した。

なお、18年度春募集においては、登録者226人のうち、53人が合格した。秋募集登録者の要請開拓は18年度末から19年度前半にかけて実施する。

（青年海外協力隊等）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録者数	339人	429人 (27%増)	440人 (30%増)	614人 (81%増)	399人 (18%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(3) 技術補完研修の充実

青年海外協力隊選考合格者のうち、基礎的な知識、技能はあるが実務経験が少ない者について、現場での活動に必要な知識、技能、経験を補完的に習得させることを目的として、技術補完研修を実施している。18年度は、17年度に引き続き短期・集合型研修コースを中心に見直しを行うとともに、個別長期研修の効率化や、技術補完研修全体の評価システムの向上を図る取組を実施した。17年度「ボランティア事業評価報告書（18年4月）」では、分野によってばらつきがあるが、研修を受講したボランティアの85%が同研修について「よい」または「非常によい」と評価している。

ア. 短期・集合型研修コース(25コース)

全25コースのうち、13コースについては17年度までに見直しを終了しており、18年度は残り12コースを見直した。

「自動車整備」については、受講者の持っている技術力にマッチするように、能力別コースを設置した。「理数科教師」等3コースについては、研修期間や内容を見直し、質を維持しつつ短縮化を図った。また、「栄養士」等3コースについては、応募者の技能に応じた選択受講とし、「プログラムオフィサー」については、研修内容が類似する「普及法」（15年度に見直し済）に統合した。「電子機器」等4コースについては、効率的な研修内容に向けた見直しにつき研修実施機関との間で協議を継続している。

イ. 個別長期研修

「野菜」は栽培期間の関係から個別研修の中で最も長期間にわたる研修となるが、経費積算方法等を見直し、研修経費の効率化を実現した。また、「日本語教師」について、研修実施機関の変更も含め見直しを行い、研修期間に占める実習期間を増加させた効率的な研修内容とした。

ウ. 補完研修の評価システム

補完研修の結果については、これまで評価の仕組みが確立されていなかったが、研修内容を指示する技術専門委員が研修の習得状況を確認する仕組みとして「評価シート」を導入した。ボランティアの提出する研修報告に対して、専門委員の所見をボランティアにフィードバックすることで、各自の弱点、今後の活動における技術的な留意点がボランティアに具体的に理解されるようになった。

2. 医療及び交通安全対策の充実

(1) ボランティア派遣国に対する健康管理員の配置及び医療面の支援

機構関係者の在外における健康管理支援を強化するため、18年度においては南アフリカ、ジャマイカ、ウガンダ及びウズベキスタンに新規の在外健康管理員を配置することとし（うち2名は19年度第1四半期中に派遣予定）、41カ国に在外健康管理員を派遣する体制を整えた。これにより兼轄国を含めて91カ国（ボランティア派遣国66カ国）をカバーしている。また、顧問医や看護師等が現地に赴き、派遣中の専門家、ボランティア等の健康に関する相談を受け付ける在外医療相談調査団を4チーム派遣した（①南アフリカ、モザンビーク、マダガスカル、②カメルーン、シエラレオネ、③ミクロネシア、マーシャル諸島、④ウズベキスタン、キルギス共和国）。

(2) ボランティアの交通安全対策及び啓発

車両を運転する機会があるシニア海外ボランティアに対する安全対策の強化として、派遣国54カ国中26カ国にシニア海外ボランティアの交通安全委員会が設置されるとともに、シニア海外ボランティアを対象とした在外事務所主催の交通安全に関する会合が43カ国で開催された(うち30カ国で18年度に2回以上を開催)。

なお、シニア海外ボランティア交通安全委員会が設置されていない国においても、青年海外協力隊員の交通安全委員会などへの参加を促し、24カ国で協力隊員との合同プログラムを実施した。また、交通安全巡回指導調査団を①パキスタン、ラオス、②ガーナ、ウガンダに派遣した。その際周辺国のボランティア調整員に対する講習も併せて行なった。この他に、機関紙に掲載する交通安全標語の募集、派遣前訓練の単車運転実技講習の意義の周知徹底や補講の実施、ボランティアや調整員などの派遣前訓練や研修における交通安全講座の実施等、各種取組を行った。

3. 参加環境の改善

帰国隊員に対する進路対策支援の充実のため、関係者の協力も得つつ、以下の取組を行った。

ア. 進路開拓支援セミナーの改善

テーマ別に13回実施し、331名の出席を得た。帰国ボランティアからは、各分野の実務者の話を聞くことは実践的で有益であるとの評価を受けている(アンケートの結果、各講義に対する「参考になった」以上の評価は平均で9割を超え、高い満足度が示されている)。8月からは、テレビ会議システムによる国内機関への配信を開始し、地方在住者の参加機会を拡大した。特に、演習中心の「ビジネスマナー編」は、当初テレビ会議での参加は困難として配信対象外としていたが、講義内容、手法の見直しを行い、下半期にはテレビ会議による講義に改編し、好評であった。さらに、全講義の録画ビデオを帰国隊員向けの資料閲覧室に配置し、自由な視聴学習ができるようにした。隊員の帰国が集中する時期には、下記イ.の帰国時プログラムの一環として特別に設置した「キャリアパス特別研修」中でも録画ビデオを活用した。

なお、最終回(第13回)は、ハローワーク渋谷との一部共催とし、ハローワークが行う「青年海外協力隊就労支援事業」による「企業説明会」としてハローワークが企画を担当しつつ、機構は開催場所の提供と参加者の募集に協力した。隊員経験者に関心のある企業にとって直接の求人場になるとともに、隊員にとっては実業の中でのボランティア経験の活用の実際について理解する良い機会となった。

イ. 「キャリアパス特別研修」の新規実施

7、12、1月の帰国集中時に、帰国時プログラムの一つであるキャリアパス研修(任意・選択性)に加え、特別プログラムを実施した。新たに実施した講義「協力隊経験を伝える」は、就職活動においても役立つプレゼンテーションスキルの強化を狙いつつ、社会還元の視点も取りこんだ内容で構成した。下半期には、警視庁との連携により、5回にわたる「警視庁警察官採用」特別プログラムを実施し、受講者22名のうち6名が実際に採用試験を受験した。他にも、進路検討の選択肢を増やす上で、国際協力分野での活動を希望する人向けに「国際協力のキャリアの中

でのNGOの位置付け」講座を設置した。また、教員志望者・志願者増の動きも踏まえて、埼玉県教育委員会から出向研修中の機構職員（教員）を講師とする「国際協力経験を教育現場で活かす」講座を開催した。

ウ．協力隊経験者の特別採用

地方自治体への継続的な働きかけ等により、教員採用試験では、16年度より協力隊経験者の特別採用制度が導入された京都市に加え、18年度には社会人経験や国際貢献活動を評価に加えた特別選考制度として長野県、富山県でも協力隊活動経験を応募の資格要件とする選考が導入されるとともに、愛媛県では協力隊経験者に対する1次試験での特別加点制度が導入され、これら合計で19名が採用された。協力隊を終えて、教員に奉職するボランティア本人に大きな充実感と積極的な姿勢が見られ、採用側である各教育委員会からの評価も高い。

また、横浜市の社会人採用制度について、機構が設計段階から協力し、「横浜市職員採用（社会人）」に協力隊経験者も念頭に置いた「国際貢献活動・NPO活動経験者」の特別採用枠が設定され、62名の応募者から11名が採用となった。

エ．厚生労働省による青年海外協力隊就労支援事業との連携（ハローワーク渋谷との連携強化）

上記ア．のセミナーに加え、「進路希望票」（111名分）を事前送付することでハローワーク側から個別の求人情報の提供を受けた。

小項目 No. 20 草の根技術協力事業に対する国民の参加支援

【中期計画】

(iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、

- 幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。
- 国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- 手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。

さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。

また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。

【年度計画】

- ア. 草の根技術協力については、国民の発意を積極的に支援するため、質の高い案件実施に努める。
- イ. 幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるように、募集要項等の資料を活用しながらわかりやすい事業の説明に努める。また、事業を紹介するホームページについて、閲覧者からの意見をもとに、紹介事例の充実等内容の改善、充実を図る。
- ウ. NGO等の活動に役立つ途上国の情報を引き続き整備し、ホームページ上で公開するとともに、活動報告会等を積極的に開催する。
- エ. 手続きの簡素化・迅速化のため、NGO-JICA連携事業検討会等様々な機会を通じてNGO等との対話を行ない、これまでに導入した合理化策の一層の定着を図る。
- オ. 地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、国際協力推進員をニーズの高い自治体へ配置し、また、NGO-JICA ジャパンデスクの設置及び市民参加協力事業の推進を図る。
- カ. 国際協力の経験者がその体験を国民に還元する活動について、ホームページ上等での広報を拡充する。出前講座については、質の向上に努めながら、引き続き積極的に行う。
- キ. 地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、NGO等とで共催する事業については、質の向上に努めながら、より多くの市民の参加を促す。

【当年度における取り組み】

草の根技術協力事業について、幅広い参加を得るためウェブページを通じた各種情報提供を強化した。また、NGO-JICAジャパンデスクの設置を着実に進めるなど、様々な団体・個人の国際協力の取組に対する側面的な支援を充実させた。さらに、自治体や国際交流協会等との共催により、地域に密着した活動の推進に取り組むとともに、市民によるJICA地球ひろばの活用を促進した。

1. 草の根技術協力事業にかかる説明・相談等

草の根技術協力事業に係るウェブページについて、わかりやすい説明や情報提供に向けて以下の取組を行った。

- ・平成18年度は、ウェブページに新たに23件の事例を掲載（計128件）するとともに、7件、169枚の写真（計38件、560枚）を掲載して事業内容をよりわかりやすく説明した。
- ・実施団体のホームページへのリンクを2団体追加した（計66団体）。さらに、本事業に係る閲覧者の理解促進のため、募集要項、様式集及び実施の手引きを改訂し、ウェブページも併せて更新した。
- ・本事業の最新情報を常時ウェブページで確認できるよう、採択内定案件31件（計403件）、実施中案件34件（計117件）、事業終了案件46件（計295件）の一覧を掲載した。
- ・現場の様子がわかりやすいと好評の「プロジェクトマネージャーの一日」に加えて、新設コーナー「見てみて！草の根（ちょっといい話）」を立ち上げた。

以上の取組の結果、18年度の草の根技術協力事業及びNGOとの連携事業を掲載した「市民参加」のページのアクセス総数は、51万件（17年度54万件）となり、引き続き50万件を超えるアクセスが得られた。

また、18年度は、草の根技術協力事業に対する理解を促進するため、募集広報用ビデオを製作した。

2. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

草の根技術協力事業の実施に係る相手国からの了承取付け方法、相手国におけるNGO登録等の要否、これらの手続きのための概ねの所要期間等、協力を実施する上で必要な最新情報について、実際に案件を実施する過程で得た経験も含めて取りまとめ、順次、ウェブページに掲載した。情報を整備した国は、次のとおり31カ国（14年度比31カ国増、17年度比2カ国増）まで拡大した。

インドネシア、カンボジア、タイ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、インド、ウズベキスタン、スリランカ、中国、ネパール、パキスタン、パプ

アニューギニア、バングラデシュ、モンゴル、ブラジル、ペルー、メキシコ、アフガニスタン、エチオピア、ケニア、ザンビア、南アフリカ共和国、ヨルダン、ソロモン、パラオ、トンガ、ホンジュラス

※下線は18年度に情報を整備した国を示す。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
HP上に情報を掲載している国数	0カ国	11カ国 (11カ国増)	20カ国 (20カ国増)	29カ国 (29カ国増)	31カ国 (31カ国増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

3. 草の根技術協力事業の事務合理化

草の根技術協力事業の手続きについては、16年度のNGO-JICA連携事業検討会において、NGO側からの77の提言について意見交換及び課題整理を行い、これに沿って順次事務合理化を進めてきている。さらに、これまでに提出された事業報告書からの提言の抽出、分析も進めている。

また、草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の少ない団体等を対象）については、18年11月に標準工程表を導入するとともに、有識者からのコメント取付けに係る日数を短縮した。

4. 国際協力の試みに対する支援体制の充実等

(1) 国内外の支援体制の充実

1) 国内における支援体制の充実

国際協力推進員は、国際協力事業に対する国民の理解の増進と国民参加型協力の促進を図るため、全国都道府県や政令指定都市などの地域国際化協会に配置され、機構が実施する事業に対する支援のほか、広報及び啓発活動の推進、自治体の国際協力事業との連携促進等に関する業務を行っている。

国際協力推進員については、18年度にこれまでの配置実績、活動状況、今後の市民参加協力事業のニーズ等を踏まえ、必要とされる全国的な配置体制を見直し、19年度から政令指定都市となることが決定していた浜松市への新規配置を行うこととした。その結果、18年度までに57自治体（14年度比12自治体増）への配置を完了し、効率的な体制を構築した。

(国際協力推進員)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
配置自治体数	45自治体	51自治体 (13%増)	53自治体 (18%増)	56自治体 (24%増)	57自治体 (27%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

〈国際協力推進員の活動事例〉

【栃木県における開発教育支援】

JICA国際理解教育支援プログラム～授業実践集2006 in 栃木
国際理解教育実践セミナー～参加型で広がる国際理解

栃木県では、国際協力推進員がその活動を通じ情報収集した具体的事例や県内のJICA開発教育支援事業の優良事例を基に、学校の授業ですぐに使える開発教育支援実践集を作成するとともに、同実践集を用いた「国際理解教育実践セミナー」を開催した。

実践集は、県国際課、県及び市町村教育委員会、教育事務所、学校長の協力を得て「国際理解教育実践セミナー～参加型学習で広がる国際理解」の案内とともに県内の各学校に配布され、国際理解教育実践集に関心を持った多くの教員がセミナーに参加することとなった。

本セミナーは、18年度教師海外研修に参加した教員4名をワークショップのファシリテーターとし、教員による教員への開発教育の実践指導とした。参加型のワークショップや教員自身による実践指導に刺激を受けた参加者からは「実践集を参考にJICAの開発教育支援メニューを学校でもっと活用したい」、「自分も教師海外研修に参加したい」などの声も聞かれ、県内教育関係者の開発教育への関心を高める契機となった。

2) 海外における支援体制の充実

NGO-JICAジャパンデスクは、本邦NGOの現地活動支援とNGO-JICA連携事業の強化を図る目的で設置され、現地の法律・制度や社会情勢、援助の状況等の情報収集及び提供、ニュースレターの発刊やパンフレット、ウェブページの作成、人材リソース情報の整備やセミナー等を通じた交流等を行っている。さらに、現地NGOとの窓口機能を果たしている国もあり、その役割も広がりを見せている。例えば、カンボジア、ネパール、インドでは、現地NGOも巻き込んだワークショップや視察などの活動も行っている。

18年度は、これまで設置国の少なかったアフリカ地域を重点とし、セネガル、マリ、ガーナ、タンザニア、ザンビアの5カ国での設置を決定した。設置国数は、14年度実績5カ国に対して20カ国増の25カ国となった。

(NGO-JICA ジャパンデスク)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
設置国数	5カ国	17カ国 (12カ国増)	19カ国 (14カ国増)	20カ国 (15カ国増)	25カ国 (20カ国増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

(2) 市民参加協力支援事業の推進

機構は、国内各地において地域の団体の発意を活かし、市民が直接国際協力に携わる新たな機

会を提供するため、セミナー、ワークショップその他の活動を支援する市民参加協力支援事業を行っている。18年度も自治体等と連携して299件を実施した。

【山形市 地球の文化祭】

18年10月7日、山形市七日町の「ほつとなる広場」他において、地球の文化祭実行委員会及び（特活）国際ボランティアセンター山形主催、JICA東北共催による「第4回地球の文化祭」が開催され、約12,000人（主催団体推計）が来場した。

本イベントは、多くの地域市民が国際協力・国際交流の活動や異文化に触れる機会を提供するとともに、国際協力や国際交流に関わる様々な団体の情報発信及び情報交換を推進することを目的として4年前から実施されている。当日は、参加団体による写真パネル展（「世界とつながる国際協力写真展」等）や活動紹介・報告（「青年の船」事業に参加した山形の青年による報告等）、フェア・トレード商品の販売等が行われ、多様な文化の紹介や交流の場となった。また、JICAブースでは、JICAfe*（ジャイカフェ）と青年海外協力隊の応募相談コーナーを設置した。雨にもかかわらず多くの人々が訪れ、様々な質問に協力隊のOB・OGが対応した。

本イベントの開催に当たっては、県内外の国際協力NGOを含む38団体に加え、150名にも及ぶ市民・学生ボランティアが参加し、地域市民が作り上げたまさに市民参加型のイベントとなった。来場者のアンケートでも「初めて参加したが世界を身近に感じた」、「発表で聞いたイラクの現状が印象に残った」といった声が聞かれ、来場者のみならず参加団体やボランティアにとっても、国際協力や国際交流の新たな「つながり」を発見する機会となった。

*開発途上国産のコーヒーやお茶などを提供しながら、JICA活動の紹介パネル等を見ていただき、機構の活動や国際協力について理解を深めていただくコーナー。

5. 国際協力の体験を還元する機会の充実等

（1）国際協力の体験を還元する機会の充実

職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員などの市民に伝える「国際協力出前講座」を推進し、18年度は2,227件（14年度比15%増）を実施した。（詳細については小項目No. 21 1.（1）に掲載）

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
出前講座数	1,937件	2,100件 (8%増)	2,191件 (13%増)	2,174件 (12%増)	2,227件 (15%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(2) 地域に密着した活動の推進

国内各地で機構の国内機関と地方自治体、国際交流協会、NGO等との関係を強化し、これら団体との共催や後援として協力することにより、市民講座や研修などの各種事業を支援した。18年度は448件の共催事業を実施した。

【JICA地球ひろばの活用】

18年4月に開所したJICA地球ひろば（広尾センター）は、機構が実施する市民参加協力事業の拠点としての機能に加え、市民が交流する場としての「ひろば」機能も担っている。18年度の主な利用実績は以下のとおり。

- 体験ゾーン（展示スペース）では「人間の安全保障」に関する基本展示のほか、環境、アフリカ、砂漠化防止、教育等の企画展示を行い、学生をはじめ多くの来訪者から好評を得ている。18年度の利用者数は約23,000人であった。
- 交流ゾーン（セミナールーム等の使用）の利用者は延べ43,000人（延べ350団体）に上った。
- 地球ひろば主催のイベントは50件、市民団体主催の展示は31件、その他セミナー、報告会等が約320件実施された。これらには、関西に拠点を置くNGOの報告会も含まれており、地域のNGOの全国向け発信の場としても活用されている。NGO側からは、「地球ひろばの開設により、自らの活動に係る情報発信やネットワーク構築が容易になった」といったコメントが寄せられている。
- 8月に在京アフリカ大使館によるアフリカの文化や自然を紹介する展示が行われるなど、海外の機関の利用も始まっている。また、10月には、英国国際開発省（DFID）及び国際NGOとの共催により、公開シンポジウム「2005年グレンイーグルズサミットから何を学べるか」を開催し、タンザニア、英国のNGO等の参加も得て、活発な議論が行われた。

小項目 No. 21 開発教育支援

【中期計画】

(iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。
- 開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。

【年度計画】

- ア. 教育現場への講師の派遣に当たっては、講義内容の標準化・体系化を行うなど質の向上に努め、引き続き積極的に行う。
- イ. 国内機関の訪問を希望する学校について、訪問による学習効果に留意しつつ引き続き積極的に対応する。
- ウ. 教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、開発課題に関するホームページ上の教材及び情報の提供を引き続き充実させるとともに、教育現場での事例をより積極的に収集・提供し、ホームページを利用しやすい内容に改善する。
- エ. 開発課題等への理解を促進するため、機構が実施する教師海外研修、青年海外協力隊現職教員派遣等への参加者の活動をフォローアップし、開発教育支援事業の一環として地域毎に実施される教員向けプログラムについて内容の改善を図る。

【当年度における取り組み】

平成18年4月に開所したJICA地球ひろばでは、修学旅行等で多くの学生を受け入れるとともに、ウェブページを開設し開発教育に関する情報提供を一元的に実施し、アクセス数が大幅に増加した。また、教師海外研修に参加した教員によるネットワーク作りの支援を通じて、開発教育の面的拡がりや質の向上を図った。開発教育の裾野拡大の観点から、開発教育指導者研修についてNGOとの共催により一般の参加者も受け入れた結果、参加者数は大幅に増加した。

1. 教育現場との連携強化

(1) 国際協力経験者による体験の還元

職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員などの市民に伝える「国際協力出前講座」を推進し、18年度は2,227件(14年度比15%増)を実施した。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
出前講座数	1,937件	2,100件 (8%増)	2,191件 (13%増)	2,174件 (12%増)	2,227件 (15%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

また、18年度は、マルチメディア教材の一つとして、本講座の紹介CDを製作した。19年

度以降、国内機関を通じて全国の中学校・高等学校への配布を予定しており、受講者の裾野拡大とともに、開発教育の効果の面でも講座の前後に行う校内学習に活用されることが期待される。

併せて、出前講座の講師強化に向けた取組を実施した。帰国後の青年海外協力隊員や日系社会青年ボランティアは講師となる機会が最も多いため、帰国時オリエンテーションにおいて、開発途上国での経験を如何に社会還元するか、またその還元のための活動上の工夫やアイデアについての講義を実施した（325件実施）。特に現職教員隊員は、学校現場での開発教育の実践者として高く期待されており、18年度は現職教員隊員を対象として、開発教育の視点をより強調した特別プログラムを実施した。また、これら帰国時オリエンテーションとは別に、帰国隊員の就職活動を支援する観点から、講師スキル向上に特化した講義を「進路対策支援セミナー」の一環としても行った。

（２）本部・国内機関での学生・生徒への対応

国内機関等への学生等の訪問に際し、職員やボランティア経験者、開発途上国からの研修員が、業務の説明や開発途上国の現状等を説明している。18年度の実績としては1,081校（14年度比238校増）の訪問があり、14年度の843校に比して28%増となった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
本部・国内機関を訪問した学校数	843校	873校 (4%増)	915校 (9%増)	1,115校 (32%増)	1,081校 (28%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

なお、18年度は市民参加協力の拠点として開所したJICA地球ひろばに、修学旅行等で多くの学生・生徒が訪れた。地球ひろばでは、「体験ゾーン」と呼ぶ常設の展示スペースを設け、来場者は、開発途上国での国際協力の経験をもつ「地球案内人」の説明を受けながら、展示を自由に「見て、聞いて、触れて」体感できるようにしている。この「体験ゾーン」のみに来場した場合、職員等による説明・講義を受けた訪問学校件数に含めていないが、地球ひろばへの訪問者数は6,789人に上り、地球ひろばを含めた本部・国内機関の訪問者数も大幅に増加した（18年度27,620人）。

（３）開発教育に関する情報提供の充実

18年10月にJICA地球ひろばのウェブページを開設し、その中で開発教育に関する情報を提供している。JICAトップページの「みんなで学ぼう」からリンクさせたところ、アクセス数が大幅に増加し、103,789件（9月末までの「クラスルーム」アクセス数31,637件に10月以降の地球ひろばウェブページアクセス数72,152件を加えた合計数）となり、14年度実績48,204件に比して115%増となった。また、18年度は「ぼくら地球調査隊」（環境、人口問題、貧困等の地球上の様々な問題を紹介し、自分たちに何ができるのかを学ぶことができる教材コンテンツ）の最新シリーズ「ゴミだらけの地球にしないために」を製作し、ウェブページ上で公開した。

(開発教育に関する JICA ホームページ)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
アクセス数	48,204件	55,615件 (15%増)	58,082件 (20%増)	59,650件 (24%増)	103,789件 (115%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

2. 開発課題等への理解の促進

(1) 教員の国際協力現場の理解促進

機構は、教員が国際協力の現場を訪れて、開発途上国の抱える問題への理解を深め、開発教育に役立てるために、小学校、中学校及び高校の教員を対象にした教師海外研修を実施している(日当・宿泊費等、派遣費用の一部は本人負担)。18年度も、文部科学省から各都道府県の教育委員会に対して本研修を周知・推奨する文書が発出されるなど、文部科学省との連携強化も図りつつ、本事業の質の向上の観点から、開発教育NGOへの委託型コース、開発教育NGOや開発教育に関する知見を有するファシリテーターが同行するコース(地球ひろば、大阪、中部、中国、兵庫及び四国の各国内機関が所管)を実施した。さらに、参加者同士のネットワーク作りを進めた結果、研修終了後もネットワークを通じた情報交換が行われ、学びがさらに深まることにより、各々参加者が勤務先で質の高い授業を実践することに繋がった。

また、従来県別に実施してきた「実践報告会」に加え、18年度は地球ひろばにおいて、7都県合同の報告会を実施した。報告会では、関心のある教員を中心に海外研修参加者以外の参加があったほか、派遣国のJICA事務所とテレビ会議システムを通じて事務所へのフィードバックも行われた。

18年度の国際協力現場への教員派遣数は、154名(計18チーム)の派遣となり、15年度実績126名(計9チーム)に比して22%増となった。

(国際協力現場への派遣)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
教員数	89人**	126人	191人 (52%増)	153人 (21%増)	154人 (22%増)

*カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

**14年度は小学校教員を対象としていない。

(2) 開発教育指導者への研修の拡充

機構の国内機関では、開発教育で重要な役割を担う学校教員等を対象として、授業で開発教育を実践するための各種研修やワークショップ等を実施している。

開発教育の裾野拡大の観点から、受講者を教員に限定せず、NGOとの共催により一般の参加者を募集した。また、17年度に引き続き、出前講座の要請やエッセイコンテストの応募状況を踏まえ、開発教育に積極的に取り組む学校や教師海外研修の参加者に対して受講の勧奨を行った。その結果、18年度の開発教育指導者向け研修の参加者数は、5,146名(14年度比3,652名増、17年度比795名増)と、14年度実績比で244%増と大幅に増加した。

内容面では、教師海外研修を本研修の一部として双方を関連させた構成にしたり、教師海外研

修で作成した教材を紹介したほか、研修を複数回で実施して理解を深めるなどの取組も行った。

(開発教育指導者への研修)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
研修参加人数	1,494人	2,118人 (42%増)	2,656人 (78%増)	4,351人 (191%増)	5,146人 (244%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(二)海外移住（法第13条第1項第4号）

小項目 No. 22 海外移住者に対する支援

【中期計画】

本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。

【年度計画】

本事業については、移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉・日本語教育を含む人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。

【当年度における取り組み】

平成17年度に引き続き高齢者福祉および日本語教育を中心とした人材育成事業の重点化を図るとともに、ドミニカ共和国移住者への特別支援策を実施した。また、一般の経済・技術協力の枠組のなかで日系社会の支援を合わせて行っていくため、経済・技術協力事業との連携を進めた。海外移住資料館の利用も順調に増加している。

1. 事業の重点的な取組

18年度海外移住関係費の総額は502百万円であり、17年度予算（525百万円）比4.3%減と引き続き減少傾向にある。その中でも高齢者福祉と人材育成（日本語教育を含む）に重点を置き、日系団体への助成事業や日系社会リーダー育成事業などを実施している。

また、ドミニカ共和国移住者への特別支援策として、高齢者医療衛生対策、学生寮改修事業及び大学生奨学基金への助成（以上、援助指導事業として日系団体へ助成）並びに若手リーダー短期本邦研修（人材育成事業）を実施した。

ア. 援助指導事業での取組

移住事業のコアの部分である援助指導事業（営農普及、医療衛生、教育文化及び施設等整備の4事業）は、主に日系団体への助成を通じ実施した。

援助指導事業においては、高齢者福祉対策を中心とする医療衛生事業と日本語教育を中心とする教育文化事業の一層の重点化を図り、ドミニカ共和国移住者に対する特別支援策（高齢者医療衛生対策）を含めて同事業の割合は77.2%（事業費実績121百万円）となった（特別支援を除いた場合89.6%、事業費実績118百万円）。

具体的な事業内容は、ブラジルにおいては高齢移住者・日系人向けの巡回診療サービスへの支援を継続するとともに、17年度に引き続きアルゼンチンで、高齢移住者への生活困窮者訪問調査事業を行う日系福祉団体への支援を行った。また、パラグアイ、ブラジルにおいて、持続的な日本語教育の発展のために、現地日本語教師の合同研修に教師謝金等経費を集中するなどの見直

しを継続して行っている。

イ. 人材育成事業での取組

日系社会リーダー育成については、わが国での修士号取得を目的として来日する日系人留学生を対象とした支援を行っており、本年度は新規に14人を受け入れた。

ドミニカ共和国移住者に対する特別支援策として、若手リーダー3名を短期本邦研修として受け入れた。

また、日系人中学生を本邦に招聘し、中学校での体験入学、日本人家庭でのホームステイ等のプログラムを行う日本語学校生徒研修は、日系子弟のアイデンティティー形成等の観点からも日系社会の評価が高く、18年度は49人を受け入れた。

2. 経済・技術協力との連携

経済・技術協力の枠組の中で日系社会の支援を併せて行っていくことを目的として、以下の協力を行っている。

ア. ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル、ボリビアにおいて、日系社会も裨益する農業、保健医療等分野の事業を11件実施している。

イ. 中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員を128人受け入れ、技術研修を行った。

ウ. 中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして21人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして18人派遣した。

3. その他の取組

横浜国際センター海外移住資料館（14年10月開館）の運営に当たっては、常設展示に加え、企画展等を実施して、海外移住の歴史や日系社会の現状等に関する国民への啓発を行っている。特に、教育機関に対し青少年層に対する開発教育の一環として同資料館の活用を働きかけている。18年度は、入館者が30,039人となり、17年度（25,389人）と比較し約18%増となった。また、資料館ホームページのアクセス数は、17年度621,996件から18年度2,271,672件となり、約265%増となっている。

(木)災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）

小項目 No. 23 災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施

【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

(i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

【年度計画】

(1) 緊急援助隊派遣

ア. 携行機材電子備蓄台帳について、平成17年度の利用実績を踏まえ改善を行う。

イ. 緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が、救助チームに関しては24時間以内、医療チームに関しては48時間以内の派遣とする。オペレーション実施時にチャーター便の利用の可能性も検討しつつ最も迅速な派遣を目指したオペレーションの実施を行う。

ウ. 救助チームの訓練、医療チームの研修について、17年度に開始した合同訓練や急性期対応の研修等の取り組みを更に強化・充実させる。

(2) 緊急援助物資供与

ア. 平成17年度に設置したヨハネスブルク、フランクフルト倉庫の運用状況を確認し、各倉庫からの物資供与についてさらに強化・改善すべき点を検討する。

また、被災者のニーズに適合し、緊急援助フェーズから復旧フェーズという災害サイクルに沿って継目のない支援となる物資供与のあり方に関する検討を行う。

イ. 緊急援助、とりわけ物資供与においては日本を中心としたNGOとの連携の可能性に絶えず配慮しつつ、効果的な援助を行う。

【当年度における取り組み】

国際緊急援助隊の派遣については、チャーター機の利用を可能とする体制を立ち上げるとともに、必要機材・物資の備蓄と整備、隊員の訓練・研修等必要な準備に平時から取り組み、緊急援助活動を迅速かつ確実に実施した。緊急援助物資の供与についても平成17年度末に確立した4倉庫体制により効率的に実施した。また、NGO等との具体的な連携に向けた取組を行った。

1. 国際緊急援助隊の派遣

(1) 緊急援助隊の迅速な派遣

18年度は5月27日に発生したインドネシアジャワ島中部地震災害に対して医療チーム26人を派遣命令発出後13時間で派遣した。(17年度に引き続き、迅速発動指標の達成率100%)

【主務大臣命令後、派遣までに要した時間】

	派遣命令日時	成田出発日時	派遣までの時間
ジャワ島中部地震災害			
医療チーム	5月28日22:30	5月29日11:25	12時間55分

【国際緊急援助隊医療チーム ジャワ島中部地震災害】

18年5月27日、インドネシアのジャワ島中部で発生した大地震により、死者約6,000名、負傷者約38,000人の被害が出たほか、家を無くした多くの被災者が困難な生活を強いられた。

地震発生後まもなく、日本は国際緊急援助隊医療チームを派遣。最大の被災地、バントゥールにて医療活動を行い、被災者に希望と大きな安心感を与えた。医療チームの診療テントには連日多くの患者が詰めかけ、診療者数は10日間で1,200人に上った。

今回26名が派遣された医療チームの隊員のほとんどが、普段は日本各地の医療機関で仕事をしている方々であり、災害発生後、JICA国際緊急援助隊事務局の呼びかけに応え参加意思を表明し、迅速な選考過程を経て被災地に派遣された。

また、18年度には、さらに迅速なチーム派遣を行うため、派遣の手段としてチャーター便の利用も選択できるように、日本航空及びエアチャーター社とチャーター便利用に関する覚書等を締結した。実際のチャーター便利用を想定したシミュレーションを日本航空及び関係者により実施し、必要な手続きと流れについて理解を共有するとともに、課題についても共通認識を得た。

さらに、携行機材の備蓄台帳の電子情報を活用し、インドネシアジャワ島中部地震では、パッキングリスト等をスムーズに作成し、迅速な通関に繋がった。また、過去に調達したヘリコプター関連機材についてオペレーション時に迅速に搬出入できるよう、消防庁とともに搬送方式の区分を明確にした上で、整理、保管した。

(2) 研修・訓練の実施状況

18年度の研修・訓練実績は次のとおり

- ・ 救助関係者対象：総合訓練（1回・159人）
- ・ 医療関係者対象：導入研修（2回・85人）、中級研修（4回・516人）
- ・ 業務調整員研修（3回・96人）

救助関係者対象の総合訓練では、10月2～6日、兵庫県広域防災センターにおいて、実際に救助チームを構成する警察庁、消防庁、海上保安庁の参加の下、医療班との連携など医療関連の講義の充実等、内容を大幅に見直して過去最大規模で実施した。海外からも、JICA大阪で救急救助技術の研修を受けている9カ国からの研修員のほか、フィリピン、韓国等のレスキュー関係者計18名が実際の訓練に参加し、日本の救助チームの活動に対する理解と国際連携を促進できた。

医療チームの研修においては、導入研修では、発災から派遣、活動、撤収まで実際の災害を想定したシミュレーション方式でのより現実的かつ具体的な内容に特化した研修を実施し、中級研修では、17年度に見直した新カリキュラムに基づき、研修ニーズや重要度の高いテーマを抽出して分科会形式による実践的な研修を行った。さらに、災害現場における医療ニーズの高さに鑑み、18年度の医療チームの課題検討会において、救助チーム医療班向けの基礎研修を企画し、試行的に実施した（1回12人）。

2. 緊急援助物資供与

(1) 適切な物資供与の実施と業務改善の状況

18年度中の物資供与は11カ国に対し、計15件（約176百万円相当）の実績となった。

物資供与の実施にあたっては、災害の種類に応じて複数の情報源から情報収集と分析、ニーズ把握を行い、供与内容、数量、供与先機関を判断している。なお、備蓄物資の供与を基本とするとともに、物資供与の現地調達ガイドラインを定めて、現地に与える影響にも配慮しつつ現地調達を行っている。

また、供与物資の活用状況のフォローアップについては、引き続きモニタリング調査実施要領に基づき案件ごとに被災地を管轄する在外事務所及び在外公館などを通じて実施している。さらに、18年12月のフィリピン台風災害被害に対する物資供与に関して、外務省国際緊急援助室と共同で災害現場を本部（国際緊急援助隊事務局）職員が訪問し、物資の活用状況を確認した。

物資供与実施体制の強化については、17年度末に整備された在外4倉庫体制（マイアミ、シンガポール、ヨハネスブルグ、フランクフルト）について、輸送にかかる期間の短縮等期待どおり運用されていることを確認した。また、被災国側が被災状況に応じて適切な物資を選択できるように、備蓄物資の写真や仕様を記したカタログを12月に作成し、災害頻発地域の在外事務所に配布した。

(2) NGOとの連携の実施状況

NGOのジャパン・プラットフォームと定期的な会合をもち、災害発生時の情報の発信、共有のための関係者間の連絡表を作成した。また、緊急物資援助を被災者に迅速に届け、効果をより高めることを目的としたNGOとの連携のフレームワークを策定中である。なお、5月のインドネシアジャワ島中部地震災害に対する物資供与では、ジャパン・プラットフォームと連携し、被災地で活動する日本のNGOを通じて物資を被災者に配布する可能性を探った。結果的に、被災国政府が迅速に物資配布を行っていることが日本のNGOを通じて確認されたため、当該オペレーションでは日本のNGOを通じた物資供与は実現しなかったが、このように日本のNGOと具

体的な協力の方向性を共有して活動を進めたことは、今後の連携の第一歩となった。

また、日本のNGO以外の組織との連携として、ジャワ島中部地震の際に、医療チームが診療した患者の搬送のため国際機関のIOM（International Organization for Migration、国際移住機関）が手配した救急車を活用する等の連携が行われ、効果的な援助の実施に繋がっている。

なお、大規模災害発生時に自衛隊部隊が派遣されるケースの増加傾向を踏まえて、オールジャパンとしての取組の強化を目指し、自衛隊と実務レベルの定期会合を開催し、相互理解の促進と情報共有を図っている。